

## 鴨川市防災会議 次第

日時：平成28年2月12日（金）

午後1時30分から

場所：鴨川市役所 7階会議室

1. 開 会

2. 会 長（市長）あいさつ

3. 委員紹介

4. 議 事

（1）鴨川市地域防災計画の修正について

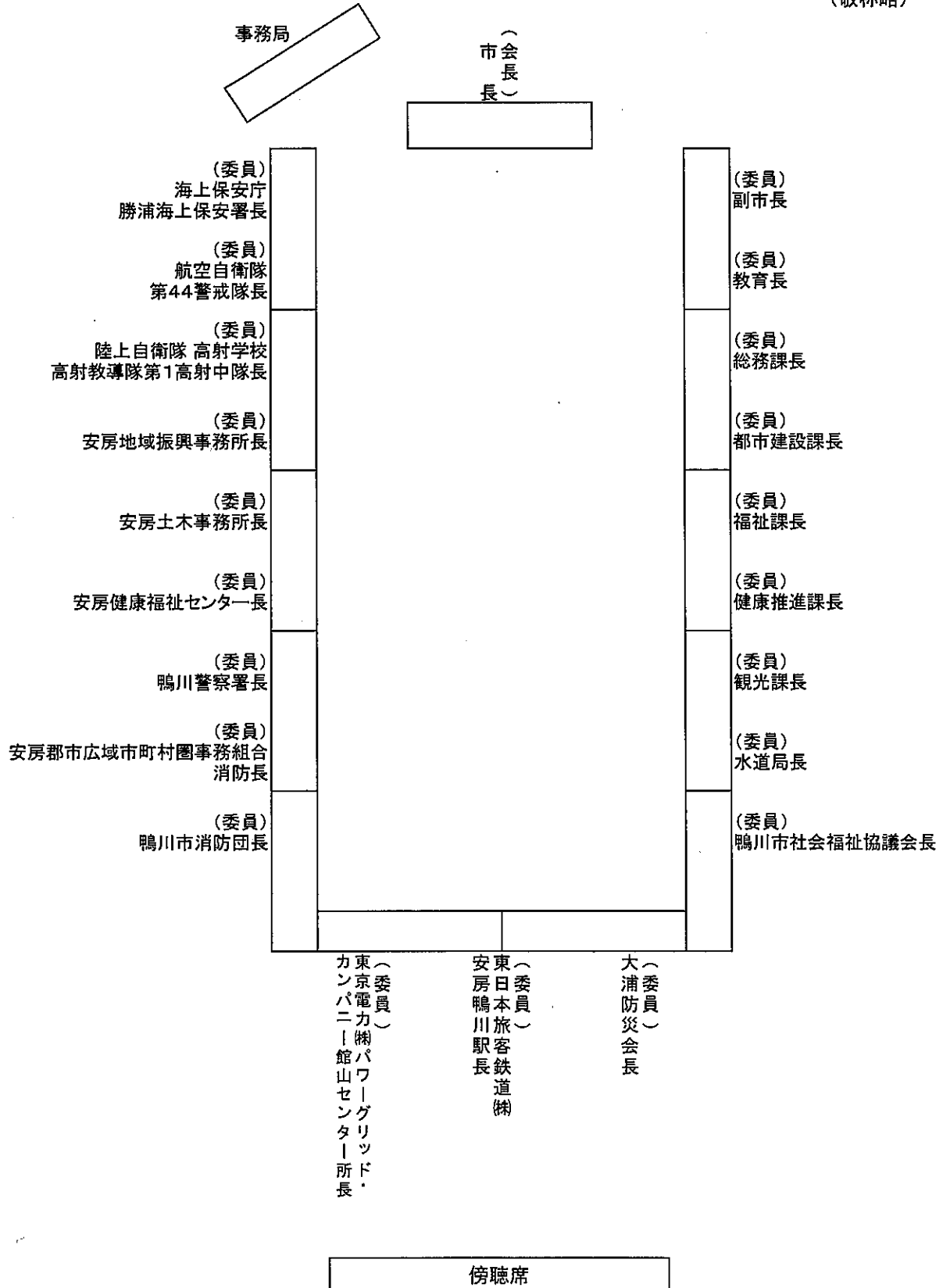
（2）その他

5. 閉 会

# 鴨川市防災会議 席次表

日時：平成28年2月12日(金)午後1時30分～  
 会場：鴨川市役所7階会議室

(敬称略)



## 鴨川市防災会議出席者名簿

	所属機関	委員	出席者	備考
		職名氏名	職名氏名	
会 長	鴨川市	市長 長谷川 孝夫	市長 長谷川 孝夫	
1号委員	海上保安庁 勝浦海上保安署	署長 高橋 環	署長 高橋 環	他1名
2号委員	航空自衛隊 第44警戒隊	隊長 本橋 彰仁郎	隊長 本橋 彰仁郎	
2号委員	陸上自衛隊 高射学校 高射教導隊	第1高射中隊長 松本 巧也	第1高射中隊長 松本 巧也	
3号委員	安房地域振興事務所	所長 澁谷 博之	次長 刈込 昌利	代理
3号委員	安房土木事務所	所長 西川 正治	所長 西川 正治	
3号委員	安房健康福祉センター	センター長 松本 良二	センター次長 小谷 嘉宏	代理
4号委員	鴨川警察署	署長 西原 晋二	地域課長 小川原 太之	代理
5号委員	鴨川市	副市長 庄司 政夫	副市長 庄司 政夫	
5号委員	鴨川市	総務課長 松本 憲好	総務課長 松本 憲好	
5号委員	鴨川市	都市建設課長 藤後 良治	都市建設課長 藤後 良治	
5号委員	鴨川市	福祉課長 長谷川 寛	福祉課長補佐 大久保 孝雄	代理
5号委員	鴨川市	健康推進課長 牛村 隆一	健康推進課長 牛村 隆一	
5号委員	鴨川市	観光課長 松井 寛徳	観光課長 松井 寛徳	
5号委員	鴨川市	水道局長 中村 一浩	水道局長 中村 一浩	
6号委員	鴨川市教育委員会	教育長 野田 純	教育長 野田 純	
7号委員	安房郡市広域市町村圏事務組合	消防長 深谷 静夫	鴨川消防署長 坪井 勇一郎	代理
7号委員	鴨川市消防団	団長 吉田 裕迪	団長 吉田 裕迪	
8号委員	東京電力(株)パワーグリッド・カンパニー館山センター	所長 荒木 圭次	木更津支社企画総括グループ課長 山岸 美也子	代理
8号委員	東日本電信電話(株)千葉事業部	千葉支店長 鳥越 隆		欠席
8号委員	東日本旅客鉄道(株)安房鴨川駅	駅長 田中 由実	駅長 田中 由実	
9号委員	大浦防災会	会長 仲澤 博	会長 仲澤 博	
10号委員	安房医師会	理事 小田 常人		欠席
10号委員	鴨川市社会福祉協議会	会長 服部 克巳	会長 服部 克巳	

## 鴨川市地域防災計画（平成28年4月修正）の概要について

計画の主な修正概要は、以下の4項目である。

(1) 津波予防対策における津波防災施設の整備に関する事項について・・・資料1 (P1)

⇒ 津波避難施設として、津波避難タワーの整備を行う事項を追記

- ・第2編 地震津波災害編 第1章 第5節の3

(2) 避難対策における「避難勧告等判断・伝達マニュアル」の運用について・・・資料1 (P2～4)

⇒ 「避難勧告等判断・伝達マニュアル」の運用を明記

- ・第2編 地震・津波編 第2章 第8節の1
- ・第3編 風水害編 第2章 第8節の1

(3) 防災体制の変更等について・・・資料1 (P5～21)

⇒ 本市の組織改編に伴う防災体制の変更による修正

子ども支援課（追記）

教育次長（削除）

市民交流課（削除） ⇒ 企画政策課（追記）

- ・第2編 地震・津波編 全般
- ・第3編 風水害編 全般

(4) 資料編の変更等について・・・資料1 (P22～28)

⇒ 災害協定（統合1協定・追加5協定）の締結に伴う修正

- ・資料編 4. 相互応援協定

⇒ 土砂災害警戒区域（追加16箇所・変更1箇所）の指定等に伴う修正

- ・資料編 6-1 土砂災害警戒区域指定状況

⇒ 避難施設（2箇所）の追加等に伴う修正

- ・資料編 7-1 避難施設一覧



る。都市建設課は、特に建設年次の古い施設については、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震性診断を南部漁港事務所、安房土木事務所鴨川出張所と連携して整備に努める。農水商工課は、漁港海岸について整備に努める。

### (3) 護岸等の避難階段、避難口の設置

都市建設課は、直立構造の護岸、堤防等で避難階段が少ない施設について、海水浴場等の利用形態に応じ、避難階段、避難口等の設置を行うよう南部漁港事務所、安房土木事務所鴨川出張所と連携して整備に努める。農水商工課は、漁港海岸について整備に努める。

### (4) 津波避難施設の整備

消防防災課は、浸水予測図に基づき津波から避難が困難と想定される地域に対し、津波避難タワー等を設置し避難場所の確保に努める。

## 4. 津波に対する自衛体制の確立

### (1) 住民等への情報伝達体制の確立

#### ① 情報伝達手段の整備

消防防災課は、住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ確実に実施するため今後とも防災行政無線の拡充に努めるほか、多様な情報伝達手段について検討する。

#### ② 海水浴場等の自主的情報伝達

消防防災課及び観光課は、海水浴場、観光施設の責任者等に対して、ラジオ、防災行政無線等の情報伝達手段の聴取や市の関係各課と連絡により、自主的に観光客等に情報伝達を行う体制づくりを指導する。

#### ③ 漁港、船舶等の情報伝達

農水商工課は、各漁業協同組合等に対して、伝達システム、手段、具体的実施方法等を検討のうえ、迅速な情報伝達体制づくりを指導する。

### (2) 津波避難体制の確立

#### ① 住民等の自主避難

消防防災課は、防災行政無線による避難指示によって、住民の自主的避難が行えるよう自主防災組織、町内会等の避難体制づくりを支援する。特に、避難行動要支援者の支援方法等について検討する。

#### ② 誘導者の行動ルールの作成

消防防災課は、避難行動支援者、消防吏員、消防団員、警察官、市職員等の避難誘導を行う者の危険を回避するため、行動ルールについて定める。

#### ③ 標識等の整備

消防防災課は、観光客等に避難場所等を周知するために、避難場所案内板や避難誘導標識等の整備、ハザードマップ等の掲示を行う。

#### ④ 海水浴場等の自主避難

消防防災課及び観光課は、海水浴場等の多数が集まる場所については、海水浴場の管理者等の判断により自主的、主体的に避難誘導を行う体制の確立について指導する。

## 5. 津波広報、避難訓練

### (1) 津波広報

消防防災課は、「地震イコール津波・即避難」の認識が、沿岸地域に限らず全域的に共通

## 第8節 避難対策

項目	実施担当	関係機関
1. 避難の勧告・指示	本部事務局	
2. 警戒区域の設定	本部事務局	
3. 避難誘導	本部事務局	
4. 避難所開設	調査班、市民生活班、学校教育班、 社会教育班	
5. 避難所の運営	調査班、市民生活班、学校教育班、 社会教育班	
6. 避難所設備の整備	市民生活班	
7. 避難者への支援	市民生活班、産業班、医療支援班	
8. 災害時要援護者の避難対策	福祉班、市民生活班	
9. 広域避難	本部事務局	
10. 避難所の集約及び解消	本部事務局	

### 1. 避難の勧告・指示

避難の勧告・指示は、別に定める「**鳴川市避難勧告等の判断・伝達マニュアル**」によるものとする。避難の勧告・指示の方針は、次のとおりである。

#### (1) 避難の勧告・指示の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。

また、避難の勧告・指示に先立ち、一般住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「避難準備情報」を伝達する。

なお、「勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。本部事務局は、これらの事務を行う。

#### ■避難の勧告・指示の発令権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長 (本部長)	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	○災害の発生により市長（本部長）がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条
知事、知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条



発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
警察官 海上保安官	○市長（本部長）が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長（本部長）から要求があったとき	災害対策基本法第61条
	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官、海上保安官がいないとき	自衛隊法第94条
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

■避難の種類及び発令基準の目安

種類	内 容	基 準（目安）※
避難準備情報	○避難行動要支援者等の避難の開始 ○避難の勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる	○加茂川の水位観測（貝渚地点）の水位が氾濫注意水位（3.1m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ○市に洪水警報が発表された場合 ○その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難勧告	○危険区域の住民が避難すること	○加茂川の水位観測（貝渚地点）の水位が避難判断水位（4.0m）に達した <del>場合</del> 、さらに水位の上昇が予想される場合 ○河川管理施設の異常を確認した場合 ○気象警報、記録的短時間大雨情報が発表され、土砂災害が発生するおそれのあるとき ○土砂災害の前兆現象が確認されたとき ○土砂災害警戒情報が発表されたとき ○その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難指示	○危険の切迫性があり緊急的に避難すること	○加茂川の水位観測（貝渚地点）の水位が氾濫危険水位相当（4.74m）に達した場合 <del>○土砂災害警戒情報が発表されたとき</del> ○土砂災害が発生した場合 ○特別警報が発表されたとき ○その他市長（本部長）が必要と認めるとき

※避難勧告等は、基準（目安）を参考に、今後の気象予想や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断する。

(2) 避難の勧告・指示等の伝達

避難の勧告・指示等の伝達は、次の経路のとおりとする。本部事務局は、関係各対策班及び関係機関に避難の勧告・指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難勧告（指示）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

■避難時の伝達事項例

## 第8節 避難対策

項目	実施担当	関係機関
1. 津波避難		
2. 避難の勧告・指示	本部事務局	
3. 警戒区域の設定	本部事務局	
4. 避難誘導	本部事務局	
5. 避難所開設	調査班、市民生活班、学校教育班、 社会教育班、防災班	
6. 避難所の運営	調査班、市民生活班、学校教育班、 社会教育班	
7. 避難所設備の整備	市民生活班	
8. 避難者への支援	市民生活班、産業班、医療支援班	
9. 要配慮者の避難対策	福祉班、市民生活班	
10. 広域避難	本部事務局	
11. 避難所の集約及び解消	本部事務局	

### 1. 津波避難

津波避難は、別に定める「鴨川市津波避難計画」によるものとする。津波避難の方針は、次のとおりである。

#### (1) 避難の勧告・指示の発令

次の場合に海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告、指示する。

- ① 大津波警報、津波警報、**津波注意報**が発表されたとき
- ② 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市長が避難の必要を認めたとき

~~なお、津波注意報が発表された場合は、海岸線から離れることを注意喚起する。~~

#### (2) 避難先

~~津波避難ビル~~津波避難施設又は海岸から離れた避難場所や高台に避難する。

津波が引いた後も長期にわたり避難が必要な場合は、2次避難場所へ移動する。

#### (3) 避難方法

避難方法は徒歩を基本とする。

ただし、以下の場合においては車両の使用を認めるものとする。

- ① お年寄りや体の不自由な人などが長い距離を避難する場合
- ② 避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させるため必要と認められる場合

### 2. 避難の勧告・指示

避難の勧告・指示は、別に定める「鴨川市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」によるものとする。避難の勧告・指示の方針は、次のとおりである。



## 第6節 要配慮者の安全確保対策

項目	実施担当	関係機関
1. 在宅要配慮者に対する対応	福祉課	県
2. 社会福祉施設等における防災対策	福祉課	県、社会福祉施設の管理者
3. 外国人に対する防災対策	市民交流課企画政策課、市民生活課、消防防災課	県

### 1. 在宅要配慮者に対する対応

福祉課は、「鴨川市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」(平成22年7月)に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成するなど、要配慮者の支援体制づくりを行う。

#### (1) 災害支援体制

自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、福祉関係者等と連携し、それぞれの避難行動要支援者に対応する避難支援協力員を明確化する。避難支援協力員は、要援護者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織、福祉関係者やボランティア等から複数名選出する。

#### (2) 災害時避難行動要支援者の範囲

災害時避難行動要支援者の対象は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する次のいずれかに該当する人々とする。

##### ■対象の範囲

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の者</li> <li>② 介護保険における要介護度3、4又は5の者</li> <li>③ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者</li> <li>④ 療育手帳の交付を受けているもののうち、○A又はA判定を受けている者</li> <li>⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者</li> <li>⑥ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者</li> <li>⑦ 日本語に不慣れな在住外国人</li> <li>⑧ 乳幼児(0～3歳)</li> <li>⑨ 妊産婦</li> </ul> <p>その他家族などの支援が困難なため災害時に支援を希望する者</p> |
|---|

#### (3) 個人情報とその入手方法

避難行動要支援者の情報は、市の通常業務を通じて要介護認定情報、障害者手帳台帳、母子健康手帳の発行状況、住民基本台帳等から把握する。

#### (4) 個人情報の更新

個人情報の見直しは、原則として毎年行うものとする。

#### (5) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の名簿は、要援護者登録制度により、対象者自らが行う手上げ方式、自主防災組織・民生委員・児童委員等が登録を働きかける同意方式で行い、名簿を作成する。

### 3. 外国人に対する防災対策

市民交流課企画政策課及び市民生活課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう住民登録時等多様な機会に防災対策の周知を図る。

なお、消防防災課は、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、避難所の整備に努める。

## 2. 配備体制

### (1) 配備基準

地震災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備基準により、災害警戒及び応急対策にあたる。

#### ■配備体制（震災）

配備段階		配備基準	配備を要する部署
連絡体制	第1配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>市内震度が4を記録したとき（自動配備）</li> <li>東海地震観測情報が発表されたとき（自動配備）</li> <li>その他市長（本部長）が必要と認めたとき</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防防災課</li> </ul>
災害警戒本部	第2配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>市内震度が5弱を記録したとき（自動配備）</li> <li>気象庁が津波予報区「千葉県九十九里・外房」に「津波注意」の津波注意報を発表したとき（自動配備）</li> <li>東海地震注意情報が発表されたとき（自動配備）</li> <li>その他市長（本部長）が必要と認めたとき</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防防災課</li> <li>福祉課長</li> <li>子ども支援課長</li> <li>健康推進課長</li> <li>都市建設課長</li> <li>農水商工課長</li> <li>水道局長</li> <li>学校教育課長</li> <li>生涯学習課長</li> <li>天津小湊支所長</li> <li>状況に応じ、各所属班員を登庁させる</li> </ul>
災害対策本部	第3配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>市内震度が5強以上を記録したとき（自動配備）</li> <li>気象庁が津波予報区「千葉県九十九里・外房」に「津波」「大津波」の津波警報を発表したとき（自動配備）</li> <li>東海地震予知情報が発表されたとき（自動配備）</li> <li>その他市長（本部長）が必要と認めたとき</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員【地域参集体制】（勤務時間内）</li> <li>地域防災拠点に本部から派遣（勤務時間外）</li> <li>地域防災拠点、本部に直接参集</li> </ul>

### (2) 配備の決定

職員の配備は、震度、津波情報に基づく自動配備（参集指示なし）とする。

その他の場合、消防防災課長は、災害情報及び必要な対策を市長（本部長）に報告する。市長（本部長）は、報告に基づいて配備体制及び災害対策本部の設置を決定し、動員を指示する。

## 3. 職員の動員

### (1) 動員方法

勤務時間内の場合、市長（本部長）は、地震情報から震度を確認し、各班長に配備及び動員を連絡する。各班長は、所属職員に連絡する。連絡は、職員参集メールの他、電話及び庁内放送を用いる。

勤務時間外の場合は、職員参集メールの他、各職員がテレビ、ラジオ等で情報を確認し、配備基準に該当する場合は参集する。

### (2) 参集場所

参集場所は、各自の勤務先又は地域防災拠点（地域防災拠点の指定者）とする。



① 本部の組織

本部長 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。</li> <li>・本部の設置・廃止の決定、避難の勧告・指示の発令、警戒区域の設定、自衛隊の災害派遣要請の権限をもつ。</li> </ul>
副本部長 (副市長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長の補佐をし、本部長に事故あるときはその職務を代理する。</li> <li>・本部長が適切に判断するために必要なアドバイスが行えるよう、各班からの情報を収集・分析する。</li> </ul>
本部員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長の命を受け、本部の事務に従事する。</li> </ul>

② 班

災害対策を行うため本部に班をおく。班長、副班長及び班員は、市長（本部長）が指名する。

班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・班における職員の活動を統括する。</li> <li>・班内における人員の配置・補充、他機関への応援の要請等を行う。</li> </ul>
副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・班長の補佐をし、班長に事故あるときはその職務を代理する。</li> </ul>
班員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・班長の指示にしたがって対策を実行する。</li> </ul>

③ 本部会議

市長（本部長）は、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催する。

本部員	教育長、 <del>教育次長</del> 、全所属長、その他市長が認める者
本部会議 の協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部配置体制の決定</li> <li>○避難所等の開設決定</li> <li>○避難の勧告等の決定</li> <li>○自衛隊派遣要請依頼の決定</li> <li>○災害救助法適用申請の決定</li> <li>○県及び他市町村への応援要請の決定</li> <li>○その他重要事項の決定</li> </ul> <p>※市長（本部長）が最終決定権限を有する。</p>

(6) 災害対策本部の廃止

市長（本部長）は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通知と同様に行う。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。



■災害対策本部の組織





第2編 地震・津波災害編 第2章 災害応急対策計画  
第1節 災害応急活動体制

班	担当	事務分掌（全期間）	事務分掌（12時間程度）	事務分掌（発生～3日間）
調査班	税務課	1. 被害発生状況の把握に関する事 ①被害状況の確認に関する事 2. 家屋被害調査に関する事 ①家屋の被害調査に関する事（土木班と協力） ②り災証明に関する事 3. 税金の減免等災害時の税制措置に関する事 4. 避難に関する事（市民生活班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設、運営に関する事 ②担当避難場所での避難者の把握に関する事 ③担当避難場所での避難者の対応に関する事	1. 被害発生状況の把握に関する事 ①被害状況の確認に関する事 4. 避難に関する事（市民生活班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設に関する事 ②担当避難場所での避難者の把握に関する事 ③担当避難場所での避難者の対応に関する事	1. 被害発生状況の把握に関する事 ①被害状況の確認に関する事 4. 避難に関する事（市民生活班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の運営に関する事 ②担当避難場所での避難者の把握に関する事 ③担当避難場所での避難者の対応に関する事
市民生活班	市民生活課 出張所 サービスセンター 市民安流課企画政策課 市民会館 天津小湊支所 コミュニティセンター小湊	1. 市民生活に関わる事 ①相談窓口、手続き窓口対応に関する事 ②行方不明者の把握に関する事 ③遺体の安置・処理・火葬に関する事 ④外国人への対応に関する事 2. 市民の把握に関する事 ①市民の安否確認、避難先等の把握に関する事 ②被災者台帳の作成に関する事 3. 避難に関する事（調査班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①避難者把握、避難場所運営の統括に関する事 ②担当避難場所の開設、運営に関する事 ③担当避難場所での避難者の把握に関する事 ④担当避難場所での避難者の対応に関する事 4. 被災者相談窓口に関する事	1. 市民生活に関わる事 ②行方不明者の把握に関する事 ④外国人への対応に関する事 3. 避難に関する事（調査班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①避難者把握、避難場所運営の統括に関する事 ②担当避難場所の開設に関する事 ③担当避難場所での避難者の把握に関する事 ④担当避難場所での避難者の対応に関する事	1. 市民生活に関わる事 ②行方不明者の把握に関する事 ③遺体の安置・処理に関する事 ④外国人への対応に関する事 2. 市民の把握に関する事 ①市民の安否確認、避難先等の把握に関する事 3. 避難に関する事（調査班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①避難者把握、避難場所運営の統括に関する事 ②担当避難場所の運営に関する事 ③担当避難場所での避難者の把握に関する事 ④担当避難場所での避難者の対応に関する事
環境班	環境課 清掃センター 衛生センター	1. 被災地の環境に関する事 ①大気・河川等の監視に関する事 ②環境汚染対策に関する事 2. 被災地のゴミの収集・処理に関する事 3. 災害廃棄物に関する事 4. 被災地のし尿汚物の処理に関する事 ①仮設トイレの確保・設置に関する事 ②し尿収集・処理に関する事 5. 家庭動物に関する事 6. 土木施設の対策に関する事（土木班と連携をとる） ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関する事 ②水防活動に関する事 ③がけ崩れの点検・復旧に関する事 ④道路情報収集に関する事 ⑤緊急輸送路確保に関する事 ⑥障害物除去に関する事	3. 被災地のし尿汚物の処理に関する事 ①仮設トイレの確保・設置に関する事 6. 土木施設の対策に関する事（土木班と連携をとる） ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関する事 ②水防活動に関する事 ③がけ崩れの点検・復旧に関する事	4. 被災地のし尿汚物の処理に関する事 ①仮設トイレの確保・設置に関する事 ②し尿収集・処理に関する事 5. 家庭動物に関する事 6. 土木施設の対策に関する事（土木班と連携をとる） ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関する事 ②水防活動に関する事 ③がけ崩れの点検・復旧に関する事 ④道路情報収集に関する事 ⑤緊急輸送路確保に関する事 ⑥障害物除去に関する事
医療支援班	健康推進課	1. 傷病者の応急救護に関する事 ①救護センター設置に関する事 ②医薬品・医療用資器材等の確保に関する事 ③応急医療の調整に関する事 ④傷病者の収容・搬送に関する事 ⑤医療要援護者の支援に関する事 2. 市民の健康管理に関する事 ①市民の健康管理及び防疫に関する事 ②被災地の消毒に関する事	1. 傷病者の応急救護に関する事 ①救護センター設置に関する事 ②医薬品・医療用資器材等の確保に関する事 ③応急医療の調整に関する事 ④傷病者の収容・搬送に関する事	1. 傷病者の応急救護に関する事 ①救護センター設置に関する事 ②医薬品・医療用資器材等の確保に関する事 ③応急医療の調整に関する事 ④傷病者の収容・搬送に関する事 ⑤医療要援護者の支援に関する事



第2編 地震・津波災害編 第2章 災害応急対策計画  
第1節 災害応急活動体制

班	担当	事務分掌（全期間）	事務分掌（12時間程度）	事務分掌（発生～3日間）
福祉班	福祉課 子ども支援課 保育園	1. 住民の福祉に関すること ①要配慮者への支援に関すること ②福祉避難所の開設・運営に関すること ③日赤、社会福祉協議会との連絡調整に関すること ④ボランティア活動調整に関すること ⑤各種給付対策に関すること 2. 保育所に関すること ①応急保育の実施に関すること	1. 住民の福祉に関すること ①要配慮者への支援に関すること	1. 住民の福祉に関すること ① 要配慮者への支援に関すること  ③日赤、社会福祉協議会との連絡調整に関すること
産業班	農水商工課 観光課 農業委員会事務局	1. 物資に関すること ①食料、生活必需品の調達及び配布に関すること ②救援物資の受入れ、整理に関すること（広域拠点班と連携をとる） 2. 帰宅困難者に関すること ①帰宅困難者の把握に関すること ②一時滞在施設の開設及び収容に関すること	1. 物資に関すること ①食料、生活必需品の配布(備蓄品)に関すること 2. 帰宅困難者に関すること ①帰宅困難者の把握に関すること	1. 物資に関すること ①食料、生活必需品の調達及び配布に関すること ②救援物資の受入れ、整理に関すること（広域拠点班と連携をとる） 2. 帰宅困難者に関すること ①帰宅困難者の把握に関すること ②一時滞在施設の開設及び収容に関すること
土木班	都市建設課	1. 土木施設の対策に関すること ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関すること ②水防活動に関すること ③がけ崩れの点検・復旧に関すること ④道路情報収集に関すること ⑤緊急輸送路確保に関すること ⑥ヘリコプター離発着場の対応に関すること ⑦障害物除去に関すること ⑧復旧資材の確保調達に関すること 2. 宅地・住宅・建築物の対策に関すること ①被災宅地の危険度判定に関すること ②被災建築物の応急危険度判定に関すること ③仮設住宅、公営住宅・公共施設・公園の点検、復旧に関すること ④仮設住宅の設営及び修理に関すること	1. 土木施設の対策に関すること ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関すること ②水防活動に関すること ③がけ崩れの点検・復旧に関すること	1. 土木施設の対策に関すること ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関すること ②水防活動に関すること ③がけ崩れの点検・復旧に関すること ④道路情報収集に関すること ⑤緊急輸送路確保に関すること ⑥ヘリポート対応に関すること ⑦障害物除去に関すること ⑧復旧資材の確保調達に関すること 2. 宅地・住宅・建築物の対策に関すること  ②被災建築物の応急危険度判定に関すること
水道班	水道局 浄水場	1. 被災地における給水に関すること 2. 水道施設の点検・復旧に関すること 3. 応急・応援給水対策に関すること 4. 南房総広域水道企業団その他関係機関との連絡調整に関すること	2. 水道施設の点検・復旧に関すること	1. 被災地における給水に関すること 2. 水道施設の点検・復旧に関すること 3. 応急・応援給水対策に関すること
学校教育班	学校教育課 幼稚園 小学校 中学校 学校給食センター	1. 生徒、児童、園児に関すること ①生徒・児童・園児の避難・救護に関すること ②災害時の応急教育に関すること ③被災生徒・児童・園児に対する学用品の支給に関すること 2. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設、運営に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること	1. 生徒、児童、園児に関すること ①生徒・児童・園児の避難・救護に関すること  2. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること	1. 生徒、児童、園児に関すること ①生徒・児童・園児の避難・救護に関すること  2. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の運営に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること
社会教育班	生涯学習課  文化振興室 図書館 公民館	1. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、学校教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設、運営に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること	1. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、学校教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること	1. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、学校教育班と連携をとる） ①担当避難場所の運営に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること



■その他の留意事項

- 学校給食については、原則として一時中止するものとし、可能な限り、被災者の炊出しを行う。また、学校教育班は合せて、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定するものとし、市長（本部長）へ報告する。
- 教育次長学校教育課長は、被害学校ごとに分担を定めて、情報及び指令の伝達についての万全を期するものとし、あわせて学校の衛生管理指導、教育施設の緊急使用等の応急・復旧対策の総括にあたる。
- 市立幼稚園も市立学校に準じた措置を行う。

### 3. 応急保育

市立保育園長は、保育所等の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育することができる。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

### 4. 労働力の確保

#### (1) 求人申し込み

市又は県の出先機関の長は、災害応急措置の実施において作業員等を必要とするときは、館山公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申込みをする。

#### (2) 求職者の紹介

求人を受理した館山公共職業安定所長は、即時に条件に該当する求職者を検索し、最優先で紹介に努めるものとし、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、求職者の開拓に努めるよう要請する。

## 第9節 要配慮者の安全確保対策

項目	実施担当	関係機関
1. 在宅要配慮者に対する対応	福祉課	県
2. 社会福祉施設等における防災対策	福祉課	県、社会福祉施設の管理者
3. 外国人に対する防災対策	市民交流課企画政策課、市民生活課、消防防災課	県

### 1. 在宅要配慮者に対する対応

福祉課は、「鴨川市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」（平成22年7月）に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成するなど、要配慮者の支援体制づくりを行う。

#### (1) 災害支援体制

自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、福祉関係者等と連携し、それぞれの避難行動要支援者に対応する避難支援協力員を明確化する。避難支援協力員は、要援護者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織、福祉関係者やボランティア等から複数名選出する。

#### (2) 災害時避難行動要支援者の範囲

災害時避難行動要支援者の対象は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する次のいずれかに該当する人々とする。

##### ■対象の範囲

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の者</li> <li>② 介護保険における要介護度3、4又は5の者</li> <li>③ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者</li> <li>④ 療育手帳の交付を受けているもののうち、○A又はA判定を受けている者</li> <li>⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者</li> <li>⑥ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者</li> <li>⑦ 日本語に不慣れな在住外国人</li> <li>⑧ 乳幼児（0～3歳）</li> <li>⑨ 妊産婦</li> </ul> <p>その他家族などの支援が困難なため災害時に支援を希望する者</p> |
|---|

#### (3) 個人情報とその入手方法

避難行動要支援者の情報は、市の通常業務を通じて要介護認定情報、障害者手帳台帳、母子健康手帳の発行状況、住民基本台帳等から把握する。

#### (4) 個人情報の更新

個人情報の見直しは、原則として毎年行うものとする。

#### (5) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の名簿は、要援護者登録制度により、対象者自らが行う手上げ方式、自主防災組織・民生委員・児童委員等が登録を働きかける同意方式で行い、名簿を作成する。

### 3. 外国人に対する防災対策

市民交流課企画政策課及び市民生活課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう住民登録時等多様な機会に防災対策の周知を図る。

なお、消防防災課は、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、避難所の整備に努める。



## 第2章 災害応急対策計画

### 第1節 災害応急活動体制

災害が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊、火災やがけ崩れの発生、道路・橋梁の破損、さらに生活関連施設の機能障害などの発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

#### 1. 初動体制

市は、気象注意報、警報等に対応して、情報連絡体制、災害警戒本部を設置する。

#### 2. 配備体制

##### (1) 配備基準

災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備基準により、災害警戒及び応急対策にあたる。

##### ■配備体制（風水害）

配備段階	配備基準	配備を要する部署
連絡体制 第1配備	1. 夷隅・安房地域に次の注意報のうち何れかが発表されたとき、もしくは、その他の注意報で必要と認められるとき ① 大雨注意報 ② 高潮注意報 ③ 洪水注意報 2. 水防法により「待機」又は「準備」の警告が発表されたとき 3. 民間の気象情報・河川情報により、市域に気象災害のおそれがあるとき 4. その他市長（本部長）が必要と認めたとき	・消防防災課
災害警戒本部 第2配備	1. 夷隅・安房地域に次の警報のうち何れかが発表されたとき、もしくは、その他の警報で必要と認められるとき ① 大雨警報 ② 高潮警報 ③ 洪水警報 ④ 暴風警報 2. 水防法による「出動」及び「警戒」の警告が発表されたとき 3. 比較的軽微な規模の災害、若しくは局地的な災害が発生したとき 4. その他市長（本部長）が必要と認めたとき	・消防防災課 ・福祉課長 ・子ども支援課長 ・健康推進課長 ・都市建設課長 ・農水商工課長 ・水道局長 ・学校教育課長 ・生涯学習課長 ・天津小湊支所長 ・状況に応じ、各所属班員を登庁させる

③ 本部会議

市長（本部長）は、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催する。

本部員	教育長、 <del>教育次長</del> 、全所属長、その他市長が認める者
本部会議 の協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部配置体制の決定</li> <li>○避難所等の開設決定</li> <li>○避難の勧告等の決定</li> <li>○自衛隊派遣要請依頼の決定</li> <li>○災害救助法適用申請の決定</li> <li>○県及び他市町村への応援要請の決定</li> <li>○その他重要事項の決定</li> </ul> <p>※市長（本部長）が最終決定権限を有する。</p>

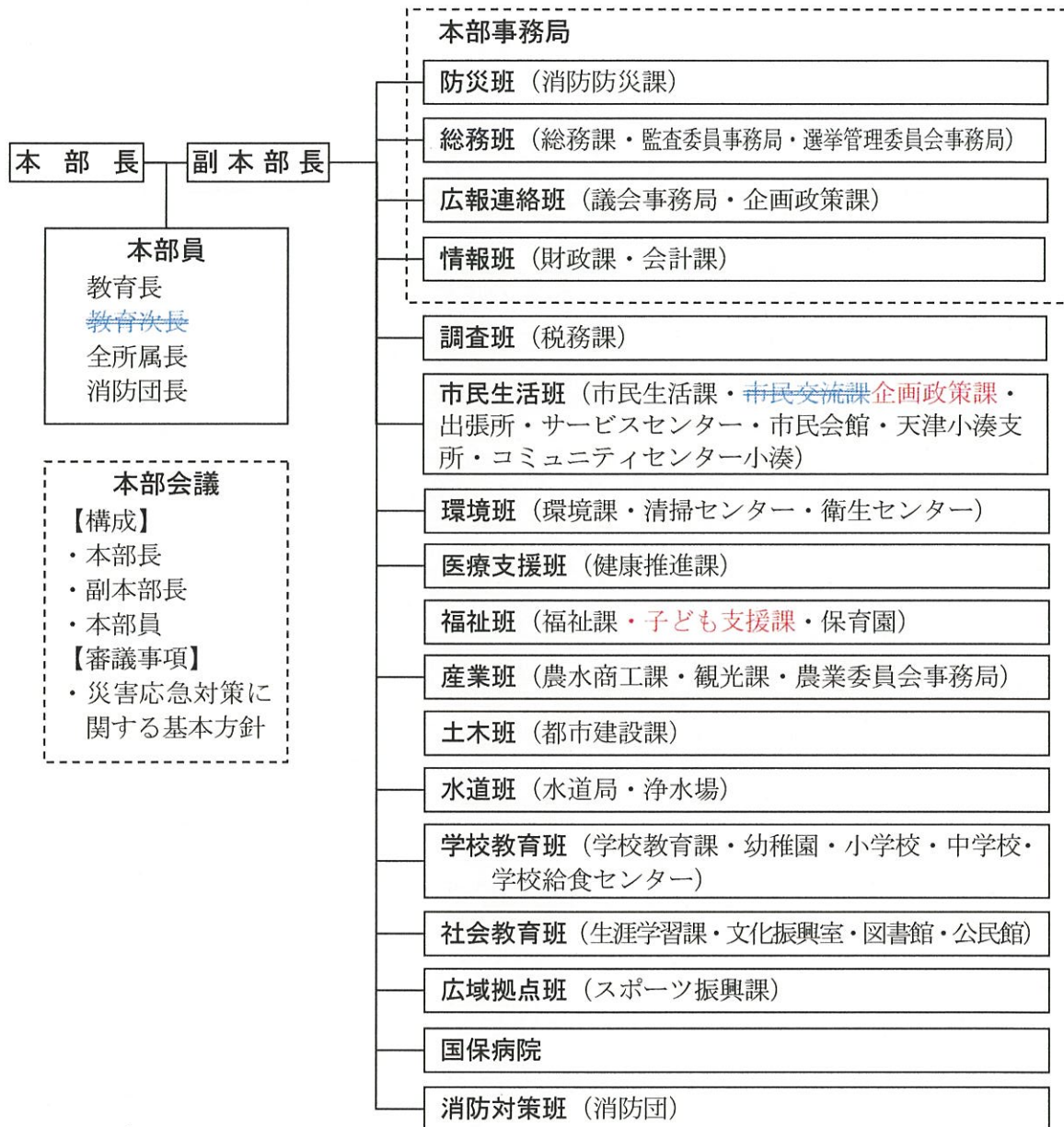
(6) 災害対策本部の廃止

市長（本部長）は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通知と同様に行う。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。



■災害対策本部の組織



第3編 風水害等編 第2章 災害応急対策計画  
第1節 災害応急活動体制

班	担当	事務分掌（全期間）	事務分掌（12時間程度）	事務分掌（発生～3日間）
調査班	税務課	1. 被害発生状況の把握に関する事 ①被害状況の確認に関する事 2. 家屋被害調査に関する事 ①家屋の被害調査に関する事（土木班と協力） ②り災証明に関する事 3. 税金の減免等災害時の税制措置に関する事 4. 避難に関する事（市民生活班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設、運営に関する事 ②担当避難場所での避難者の把握に関する事 ③担当避難場所での避難者の対応に関する事	1. 被害発生状況の把握に関する事 ①被害状況の確認に関する事 4. 避難に関する事（市民生活班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設に関する事 ②担当避難場所での避難者の把握に関する事 ③担当避難場所での避難者の対応に関する事	1. 被害発生状況の把握に関する事 ①被害状況の確認に関する事 4. 避難に関する事（市民生活班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の運営に関する事 ②担当避難場所での避難者の把握に関する事 ③担当避難場所での避難者の対応に関する事
市民生活班	市民生活課 出張所 サービスセンター 市民交流課企画政策課 市民会館 天津小湊支所 コミュニティセンター小湊	1. 市民生活に関わる事 ①相談窓口、手続き窓口対応に関する事 ②行方不明者の把握に関する事 ③遺体の安置・処理・火葬に関する事 ④外国人への対応に関する事 2. 市民の把握に関する事 ①市民の安否確認、避難先等の把握に関する事 ②被災者台帳の作成に関する事 3. 避難に関する事（調査班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①避難者把握、避難場所運営の統括に関する事 ②担当避難場所の開設、運営に関する事 ③担当避難場所での避難者の把握に関する事 ④担当避難場所での避難者の対応に関する事 4. 被災者相談窓口に関する事	1. 市民生活に関わる事 ②行方不明者の把握に関する事 ④外国人への対応に関する事 3. 避難に関する事（調査班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①避難者把握、避難場所運営の統括に関する事 ②担当避難場所の開設に関する事 ③担当避難場所での避難者の把握に関する事 ④担当避難場所での避難者の対応に関する事	1. 市民生活に関わる事 ②行方不明者の把握に関する事 ③遺体の安置・処理に関する事 ④外国人への対応に関する事 2. 市民の把握に関する事 ①市民の安否確認、避難先等の把握に関する事 3. 避難に関する事（調査班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①避難者把握、避難場所運営の統括に関する事 ②担当避難場所の運営に関する事 ③担当避難場所での避難者の把握に関する事 ④担当避難場所での避難者の対応に関する事
環境班	環境課 清掃センター 衛生センター	1. 被災地の環境に関する事 ①大気・河川等の監視に関する事 ②環境汚染対策に関する事 2. 被災地のゴミの収集・処理に関する事 3. 災害廃棄物に関する事 4. 被災地のし尿汚物の処理に関する事 ①仮設トイレの確保・設置に関する事 ②し尿収集・処理に関する事 5. 家庭動物に関する事 6. 土木施設の対策に関する事（土木班と連携をとる） ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関する事 ②水防活動に関する事 ③がけ崩れの点検・復旧に関する事 ④道路情報収集に関する事 ⑤緊急輸送路確保に関する事 ⑥障害物除去に関する事	3. 被災地のし尿汚物の処理に関する事 ①仮設トイレの確保・設置に関する事 6. 土木施設の対策に関する事（土木班と連携をとる） ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関する事 ②水防活動に関する事 ③がけ崩れの点検・復旧に関する事	4. 被災地のし尿汚物の処理に関する事 ①仮設トイレの確保・設置に関する事 ②し尿収集・処理に関する事 5. 家庭動物に関する事 6. 土木施設の対策に関する事（土木班と連携をとる） ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関する事 ②水防活動に関する事 ③がけ崩れの点検・復旧に関する事 ④道路情報収集に関する事 ⑤緊急輸送路確保に関する事 ⑥障害物除去に関する事
医療支援班	健康推進課	1. 傷病者の応急救護に関する事 ①救護センター設置に関する事 ②医薬品・医療用資器材等の確保に関する事 ③応急医療の調整に関する事 ④傷病者の収容・搬送に関する事 ⑤医療要援護者の支援に関する事 2. 市民の健康管理に関する事 ①市民の健康管理及び防疫に関する事 ②被災地の消毒に関する事	1. 傷病者の応急救護に関する事 ①救護センター設置に関する事 ②医薬品・医療用資器材等の確保に関する事 ③応急医療の調整に関する事 ④傷病者の収容・搬送に関する事	1. 傷病者の応急救護に関する事 ①救護センター設置に関する事 ②医薬品・医療用資器材等の確保に関する事 ③応急医療の調整に関する事 ④傷病者の収容・搬送に関する事 ⑤医療要援護者の支援に関する事



第3編 風水害等編 第2章 災害応急対策計画  
第1節 災害応急活動体制

班	担当	事務分掌（全期間）	事務分掌（12時間程度）	事務分掌（発生～3日間）
福祉班	福祉課 子ども支援課 保育園	1. 住民の福祉に関すること ①要配慮者への支援に関すること ②福祉避難所の開設・運営に関すること ③日赤、社会福祉協議会との連絡調整に関すること ④ボランティア活動調整に関すること ⑤各種給付対策に関すること 2. 保育所に関すること ①応急保育の実施に関すること	1. 住民の福祉に関すること ①要配慮者への支援に関すること	1. 住民の福祉に関すること ① 要配慮者への支援に関すること ③日赤、社会福祉協議会との連絡調整に関すること
産業班	農水商工課 観光課 農業委員会事務局	1. 物資に関すること ①食料、生活必需品の調達及び配布に関すること ②救援物資の受入れ、整理に関すること（広域拠点班と連携をとる） 2. 帰宅困難者に関すること ①帰宅困難者の把握に関すること ②一時滞在施設の開設及び収容に関すること	1. 物資に関すること ①食料、生活必需品の配布(備蓄品)に関すること 2. 帰宅困難者に関すること ①帰宅困難者の把握に関すること	1. 物資に関すること ①食料、生活必需品の調達及び配布に関すること ②救援物資の受入れ、整理に関すること（広域拠点班と連携をとる） 2. 帰宅困難者に関すること ①帰宅困難者の把握に関すること ②一時滞在施設の開設及び収容に関すること
土木班	都市建設課	1. 土木施設の対策に関すること ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関すること ②水防活動に関すること ③がけ崩れの点検・復旧に関すること ④道路情報収集に関すること ⑤緊急輸送路確保に関すること ⑥ヘリコプター離発着場の対応に関すること ⑦障害物除去に関すること ⑧復旧資材の確保調達に関すること 2. 宅地・住宅・建築物の対策に関すること ①被災宅地の危険度判定に関すること ②被災建築物の応急危険度判定に関すること ③仮設住宅、公営住宅・公共施設・公園の点検、復旧に関すること ④仮設住宅の設営及び修理に関すること	1. 土木施設の対策に関すること ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関すること ②水防活動に関すること ③がけ崩れの点検・復旧に関すること	1. 土木施設の対策に関すること ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関すること ②水防活動に関すること ③がけ崩れの点検・復旧に関すること ④道路情報収集に関すること ⑤緊急輸送路確保に関すること ⑥ヘリポート対応に関すること ⑦障害物除去に関すること ⑧復旧資材の確保調達に関すること 2. 宅地・住宅・建築物の対策に関すること ②被災建築物の応急危険度判定に関すること
水道班	水道局 浄水場	1. 被災地における給水に関すること 2. 水道施設の点検・復旧に関すること 3. 応急・応援給水対策に関すること 4. 南房総広域水道企業団その他関係機関との連絡調整に関すること	2. 水道施設の点検・復旧に関すること	1. 被災地における給水に関すること 2. 水道施設の点検・復旧に関すること 3. 応急・応援給水対策に関すること
学校教育班	学校教育課 幼稚園 小学校 中学校 学校給食センター	1. 生徒、児童、園児に関すること ①生徒・児童・園児の避難・救護に関すること ②災害時の応急教育に関すること ③被災生徒・児童・園児に対する学用品の支給に関すること 2. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設、運営に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること	1. 生徒、児童、園児に関すること ①生徒・児童・園児の避難・救護に関すること 2. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること	1. 生徒、児童、園児に関すること ①生徒・児童・園児の避難・救護に関すること 2. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の運営に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること
社会教育班	生涯学習課 文化振興室 図書館 公民館	1. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、学校教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設、運営に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること	1. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、学校教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること	1. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、学校教育班と連携をとる） ①担当避難場所の運営に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること

わる。

■その他の留意事項

- 学校給食については、原則として一時中止するものとし、可能な限り、被災者の炊出しを行う。また、学校教育班は合せて、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定するものとし、市長（本部長）へ報告する。
- 教育次長・学校教育課長は、被害学校ごとに分担を定めて、情報及び指令の伝達についての万全を期するものとし、あわせて学校の衛生管理指導、教育施設の緊急使用等の応急・復旧対策の総括にあたる。
- 市立幼稚園も市立学校に準じた措置を行う。

### 3. 応急保育

市立保育園長は、保育所等の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育することができる。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

### 4. 労働力の確保

#### (1) 求人の申込み

市又は県の出先機関の長は、災害応急措置の実施において作業員等を必要とするときは、館山公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申込みをする。

#### (2) 求職者の紹介

求人を受理した館山公共職業安定所長は、即時に条件に該当する求職者を検索し、最優先で紹介に努めるものとし、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、求職者の開拓に努めるよう要請する。



本部室員	教育長、 <del>教育次長</del> 、全所属長、その他市長が認める者
本部室会議 の協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故対策本部配置体制の決定</li> <li>○避難所等の開設決定</li> <li>○避難の勧告等の決定</li> <li>○自衛隊派遣要請依頼の決定</li> <li>○災害救助法適用申請の決定</li> <li>○県及び他市町村への応援要請の決定</li> <li>○その他重要事項の決定</li> </ul> <p>※市長（本部長）が最終決定権限を有する。</p>

(6) 事故対策本部の廃止

市長（本部長）は、事故により被害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は応急対策が概ね完了したと認めたときは、事故対策本部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通知と同様に行う。

なお、事故の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。

5. 現地調整所

事故発生現場等において、関係機関（消防、警察、自衛隊、医療等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるとき、市又は県は、現地調整所を速やかに設置し現地関係機関の間の連絡調整を図る。

#### 4. 相互応援協定等

No	協定名	協定締結先	概要	協定締結日
1	鴨川市と荒川区との非常災害時等における相互応援に関する協定	東京都荒川区	物資・資機材の提供、職員の派遣、被災者受け入れ等	平成7年 4月29日
2	板橋区と天津小湊町との災害時における相互援助に関する協定	東京都板橋区	応急物資の供給、職員の派遣等	平成7年 11月1日
3	千葉県水道災害相互応援協定	千葉県下の市町村及び一部事務組合	水道災害の応援	平成7年 11月2日
4	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内市町村	資機材・物資の提供、職員の派遣、施設の提供等	平成8年 2月23日
5	災害時における物資の供給に関する協定	千葉県石油商業共同組合安房支部	ガソリン、軽油、灯油等の供給	平成8年 10月1日
6	災害時における物資の供給に関する協定	扇屋ジャスコ株式会社鴨川店・鴨川ショッピングセンター	物資の供給	平成8年 12月2日
7	大規模停電時における鴨川市防災行政無線の活用に関する協定	東京電力(株)館山営業所	防災行政無線の活用	平成12年 4月1日
8	災害時における鴨川簡易保険加入者ホームと鴨川市との協力に関する協定	かんぼの宿	避難場所・物資集積場所・非常食・入浴の提供等	平成13年 4月19日
9	安全な暮らしの確保のための情報提供に関する覚書 鴨川市と鴨川市内郵便局間における包括連携協定書	鴨川市内郵便局	情報の提供	<del>平成13年 11月9日</del> 平成27年 8月27日
10	災害時の医療救護活動に関する協定	公益社団法人安房医師会	医療救護班の派遣、医薬材料品の供給	平成13年 12月25日
11	亀田総合病院における異常事態発生時の通報連絡等に関する協定	亀田総合病院、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	異常事態発生時の通報連絡	平成14年 4月1日
12	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社カインズホーム鴨川店	物資の供給	平成17年 1月19日
13	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ベイシア鴨川店	物資の供給	平成17年 1月25日
14	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人安房歯科医師会	災害時の歯科医療	平成17年 10月11日
15	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活共同組合コープみらい	応急生活物資の供給	平成17年 11月11日
16	災害時における防災活動に関する協定	扇屋ジャスコ株式会社鴨川店、株式会社鴨川ショッピングセンター	資機材・物資の供給、活動要員の派遣、津波避難ビルの提供等	平成18年 8月25日



資料編  
4. 相互応援協定等定

No	協定名	協定締結先	概要	協定締結日
17	災害時における物資の供給に関する協定	一般社団法人千葉県LPガス協会安房支部	LPガス・LPガス器具等の供給	平成19年2月1日
18	災害時における災害応急対策に関する協定	千葉土建一般労働組合夷隅支部	応急対策の実施	平成19年8月10日
19	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	物資の供給	平成20年2月27日
20	災害時における相互援助に関する協定	東京都板橋区、栃木県日光市、山梨県都留市、群馬県渋川市、群馬県高崎市、群馬県沼田市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、新潟県南蒲原郡田上町、新潟県妙高市、福島県白河市、山形県最上郡最上町	応急物資の供給、輸送、職員の派遣、被災者の収容	平成20年8月27日
21	高齢者の安全・安心に関する協定	鴨川警察署	高齢者の安全に関する協力	平成22年8月19日
22	災害時における応急措置に関する協定	鴨川市建設協力会	道路・河川等の応急措置	平成23年6月1日
23	災害時における救援物資の提供に関する協定	コカ・コーライーストジャパン株式会社	飲料水等の救援物資の提供	平成23年7月12日
24	災害時における遺体搬送に関する協定	一般社団法人全国霊柩自動車協会	遺体の搬送	平成24年4月1日
25	災害時における非常用飲料水及び防火用水に関する協定	株式会社小湊ホテル三日月（現鴨川ホテル三日月）	飲料水の提供	平成18年2月10日
26	災害時情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	情報連絡員の派遣	平成24年6月13日
27	災害時における協力に関する協定	学校法人鉄焦館 亀田医療大学	避難所の提供	平成24年6月15日
28	災害時の協力に関する協定書	千葉県教育委員会 千葉県立鴨川青年の家	被災者の受け入れ	平成24年12月1日
29	災害時の協力に関する協定書	千葉県環境保全センター鴨川部会	下水、し尿、浄化汚泥の撤去、収集、運搬等	平成25年8月22日
30	加盟団体災害時相互応援協定書	廃棄物と環境を考える協議会	物資・資機材の提供、職員の派遣等	平成25年7月12日
31	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	千葉県土地家屋調査士会	認定調査等	平成26年7月15日
32	災害時における畳の提供等に関する協定	5日で5000枚のプロジェクト実行委員会	畳の提供	平成27年3月25日

資料編  
4. 相互応援協定等定

No	協定名	協定締結先	概要	協定締結日
33	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	物資の供給	平成27年 10月1日
34	広告付避難施設等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング株式会社 千葉総支社	避難施設看板の提供	平成27年 9月10日
35	千葉県立内浦山県民の森における災害時の協力に関する協定	千葉県	被災者の受け入れ	平成27年 11月13日



## 6. 災害危険箇所等

### 6-1 土砂災害警戒区域指定状況

平成25年8月6日現在

No.	箇所名	所在地	自然現象の種類	備考
1	松郷	鴨川市大字金束	急傾斜地の崩壊	指定済 (H18.3.14) 千葉県報
2	奥谷1	鴨川市大字江見内遠野字中谷	急傾斜地の崩壊	指定済 (H18.7.28) 千葉県報
3	橋本	鴨川市大字畑字橋本	急傾斜地の崩壊	指定済 (H18.7.28) 千葉県報
4	市井原	鴨川市大字畑字市井原	急傾斜地の崩壊	指定済 (H18.7.28) 千葉県報
5	青木	鴨川市大字江見青木字青木	急傾斜地の崩壊	指定済 (H19.3.6) 千葉県報
6	横根	鴨川市大字東江見字鹿嶋	急傾斜地の崩壊	指定済 (H19.3.6) 千葉県報
7	西江見2	鴨川市大字西江見	急傾斜地の崩壊	指定済 (H19.3.6) 千葉県報
8	西江見3	鴨川市大字西江見	急傾斜地の崩壊	指定済 (H19.3.6) 千葉県報
9	江見太夫崎1	鴨川市大字天面	急傾斜地の崩壊	指定済 (H20.2.1)
10	天面	鴨川市大字天面字鷹巣	急傾斜地の崩壊	指定済 (H20.2.1)
11	大渕	鴨川市大字太海字大渕	急傾斜地の崩壊	指定済 (H20.2.1)
12	代	鴨川市大字代	急傾斜地の崩壊	指定済 (H20.2.1)
13	川口	鴨川市大字貝渚字川口	急傾斜地の崩壊	指定済 (H21.2.17)
14	浜荻1	鴨川市大字浜荻字東山際	急傾斜地の崩壊	指定済 (H21.2.17)
15	天津1	鴨川市大字天津	急傾斜地の崩壊	指定済 (H21.2.17)
16	和泉3	鴨川市大字和泉	急傾斜地の崩壊	指定済 (H21.2.17)
17	打墨4	鴨川市大字打墨	急傾斜地の崩壊	指定済 (H21.2.17)
18	横手	鴨川市大字粟斗字横手	急傾斜地の崩壊	指定済 (H21.2.17)
19	東町2	鴨川市大字東町字宝性寺	急傾斜地の崩壊	指定済 (H21.2.17)
20	内浦4	鴨川市大字内浦字石ノ上	急傾斜地の崩壊	指定済 (H21.2.17)
21	内浦7	鴨川市大字内浦字寄浦	急傾斜地の崩壊	指定済 (H21.2.17)
22	小湊6	鴨川市大字内浦字北町	急傾斜地の崩壊	指定済 (H21.2.17)
23	天津2	鴨川市大字天津字谷	急傾斜地の崩壊	指定済 (H22.6.22)
24	天津4	鴨川市大字天津字山神前	急傾斜地の崩壊	指定済 (H22.6.22)
25	城戸	鴨川市大字天津字北城戸	急傾斜地の崩壊	指定済 (H22.6.22)
26	内浦3	鴨川市大字内浦字石ノ上	急傾斜地の崩壊	指定済 (H22.6.22)
27	内浦8	鴨川市大字内浦	急傾斜地の崩壊	指定済 (H22.6.22)
28	小湊2	鴨川市大字小湊字小湊山	急傾斜地の崩壊	指定済 (H22.6.22)
29	若宮	鴨川市大字畑字若宮	急傾斜地の崩壊	指定済 (H22.6.22)
30	海ヶ谷	鴨川市大字小湊	急傾斜地の崩壊	指定済 (H23.3.11) 一部解除 (H27.8.11)
31	小湊	鴨川市大字小湊	急傾斜地の崩壊	指定済 (H27.8.11)
32	小湊1	鴨川市大字小湊祓町	急傾斜地の崩壊	指定済 (H27.8.11)
33	小湊3	鴨川市大字小湊小船谷町	急傾斜地の崩壊	指定済 (H27.8.11)
34	小湊4	鴨川市大字小湊小船谷町	急傾斜地の崩壊	指定済 (H27.8.11)
35	小湊5	鴨川市大字小湊小船谷町	急傾斜地の崩壊	指定済 (H27.8.11)

資料編  
6. 災害危険箇所等

No.	箇所名	所在地	自然現象の種類	備考
36	小湊 7	鴨川市大字小湊市川	急傾斜地の崩壊	指定済 (H27. 8. 11)
37	実人	鴨川市大字天津実人	急傾斜地の崩壊	指定済 (H27. 8. 11)
38	長谷	鴨川市大字小湊	急傾斜地の崩壊	指定済 (H27. 8. 11)
39	天津	鴨川市大字天津白崎	急傾斜地の崩壊	指定済 (H27. 8. 11)
40	天津 3	鴨川市大字天津浜町	急傾斜地の崩壊	指定済 (H27. 8. 11)
41	天津 7	鴨川市大字天津	急傾斜地の崩壊	指定済 (H27. 8. 11)
42	天津10	鴨川市大字天津	急傾斜地の崩壊	指定済 (H27. 8. 11)
43	天津12	鴨川市大字天津	急傾斜地の崩壊	指定済 (H27. 8. 11)
44	天津13	鴨川市大字天津	急傾斜地の崩壊	指定済 (H27. 8. 11)
45	内浦 2	鴨川市大字内浦新町	急傾斜地の崩壊	指定済 (H27. 8. 11)
46	内浦12	鴨川市大字内浦	急傾斜地の崩壊	指定済 (H27. 8. 11)



資料編  
7. 避難計画

●長狭地区

地区名	施設名	海拔 (m)	所在地	電話番号	風水害		地震 災害
					緊急避 難場所	避難所	避難所
主基 地区	北小町青年館	32	北小町 1777-3	—	●		
	主基公民館	36	成川 34	7097-1505	●		
	旧主基小学校	37	成川 35	—	●	●	●
	下小原集会所	31	下小原 241	—	●		
	上小原青年館	36	上小原 64	—	●		
	南小町区民センター	41	南小町 1210	—	●		
吉尾 地区	長狭学園	48	宮山 176	7097-0176	●	●	●
	長狭こども園	39	松尾寺 417	7097-1502	●	●	●
	安国寺	44	北風原 911	7097-0213	●		
	春日神社	60	北風原 307	—	●		
	龍江寺	72	大幡 854-1	7098-0053	●		
	横尾公会堂	47	横尾 38	—	●		
	吉尾公民館	38	松尾寺 454-2	7097-1111	●		
大山 地区	真福寺	56	釜沼 1177	7098-0207	●		
	平塚区民センター	82	平塚 1905	—	●		
	大山公民館	72	金束 2	7098-0002	●	●	●
	奈良林青年館	56	奈良林 455	—	●		
	佐野集落センター	70	佐野 209	—	●		
	釜沼北集会所	59	釜沼 1029	7098-0983	●		

●江見地区

地区名	施設名	海拔 (m)	所在地	電話番号	風水害		地震災害	
					緊急避 難場所	避難所	津波緊 急避難 場所	避難所
曾呂 地区	西集会所	113	西 747	7092-9320	●			
	畑青年館	76	畑 933	—	●			
	旧曾呂小学校	52	仲町 605-1	7092-9309	●	●		●
	代公会堂	40	代 462	—	●			
	旧江見中江見小学校	28	宮 1451	—	●	●		●
太海 地区	旧太海小学校	12	天面 442	7092-2173	●	●		●
	鴨川青年の家	21	太海 122-1	7093-1666	●	●	●	●
	太海公民館	20	太海 2030-2	7092-0669	●		●	
	天面善光寺	15	天面 163	7092-2044	●		●	
	太夫崎集会所	17	江見太夫崎 303	—	●		●	
	吉浦青年館	20	江見吉浦 47-1	—	●		●	
江見 地区	西山集会所	48	西山 94	—	●			
	北区公会堂	39	西江見 680-1	—	●			
	東組集会所	12	江見東真門 32-1	—	●		●	
	旧江見小学校	16	東江見 308	7096-0030	●	●	●	●
	江見公民館	5	東江見 376-5	7096-1111	●			

資料編  
7. 避難計画

●天津小湊地区

地区名	施設名	海拔 (m)	所在地	電話番号	風水害		地震災害	
					緊急避難場所	避難所	津波緊急避難場所	避難所
天津地区	神明神社	10	天津 2954	7094-0323	●		●	
	日澄寺	9	天津 1850	7094-0132			●	
	海福寺	14	天津 1553	7094-0537			●	
	萬福寺	9	天津 1276-1	7094-0399			●	
	新町青年館	6	天津 2029-2	--	●			
	谷町コミュニティセンター	4	天津 1848-1	--	●			
	天津幼稚園	12	天津 1166	7094-0111			●	
	芝町コミュニティセンター	13	天津 1016	--	●		●	
	坂本鳥居館	16	天津 3459-5	--	●		●	
	わんぱくハウス	27	天津 78	--	●		●	
	引土青年館	18	天津 70	--	●		●	
	浜荻西青年館	12	浜荻 1145-1	--	●		●	
	天津小湊公民館	10	天津 1092-7	7094-2230	●			
	安房東中学校	5	天津 1033	7094-0635	●			
	天津小学校	12	天津 1166	7094-0104	●	●	●	●
	天津小湊保健福祉センター	7	天津 163-1	7094-2771	●			
	貴船神社	16	浜荻 1185	--			●	
薬師堂	16	浜荻 1288-1	--	●		●		
小湊地区	大萩神社	25	内浦 354-1	--	●		●	
	高生寺	13	内浦 544	7095-2823	●		●	
	西蓮寺	15	内浦 1726	7095-2618	●		●	
	小湊小学校	6	内浦 1923	7095-2016	●	●		
	吾妻神社	30	内浦 1806	--	●		●	
	コミュニティセンター小湊	4	内浦 563	7095-2803	●			
	誕生寺布教殿堂	7	小湊 183	7095-2621	●		●	
	妙蓮寺	13	小湊 129	7095-2120			●	
	大萩青年館	9	内浦 468	--	●			
	奥谷青年館	28	内浦 1310-1	--	●			
	善龍寺	18	内浦 2738	7095-2038			●	
内浦山県民の森	75	内浦 3228	7095-2821			●		
清澄地区	清澄寺	319	清澄 322-1	7094-0525	●			
	四方木ふれあい館	206	四方木 366	--	●	●		●
	清澄憩いの家	320	清澄 155	--	●	●		●



津波避難タワー整備事業説明資料

1. 津波避難タワーの概要

- (1) 避難ステージの面積 : 100㎡ (避難者200人程度を見込む)
- (2) 避難ステージの高さ : 12m
- (3) 避難階段 : 2箇所
- (4) 主要構造 : 鉄骨造 溶融アルミニウムめっき (JIS H8642)
- (5) 基礎構造 : 杭構造 プレボーリング根固め工法
- (6) 予算額 : 99,768千円 (平成28年度当初予算(案)計上額)

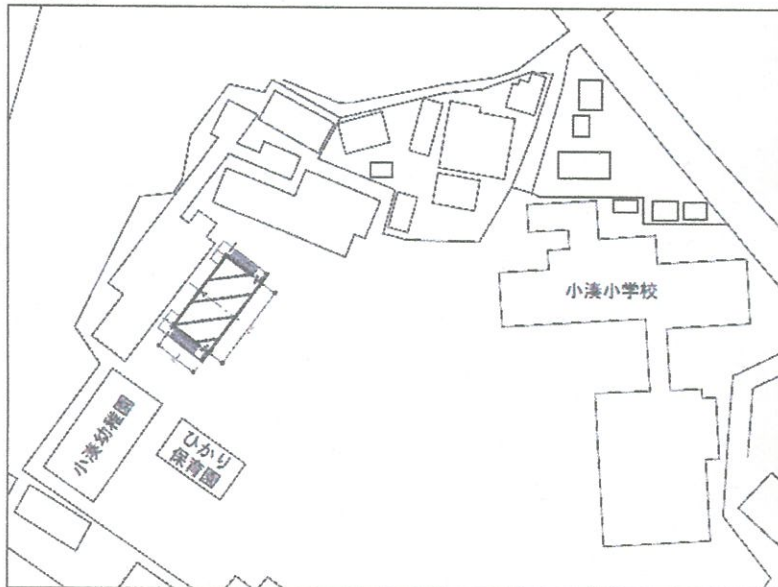
2. 設計上の配慮

- (1) 1箇所の階段が使用不能になる場合を考慮し、2箇所に階段を設置
- (2) 視認性のよい箇所 (避難タワー正面) に階段昇降口を配置
- (3) 南側階段には園児用に2段手摺を設置
- (4) 雨よけ、日よけのための仮設テントが設置可能な設計
- (5) プライバシーの高いトイレスペースを設置
- (6) 階段踊場を利用した防災備蓄品の収納スペースを確保
- (7) 避難ステージの一部にベンチ (収納機能付) を設置
- (8) 夜間の暗さや周囲との情報遮断への不安解消のため、太陽光発電・蓄電機能をもつ照明を設置



2段手摺例

【配置図】



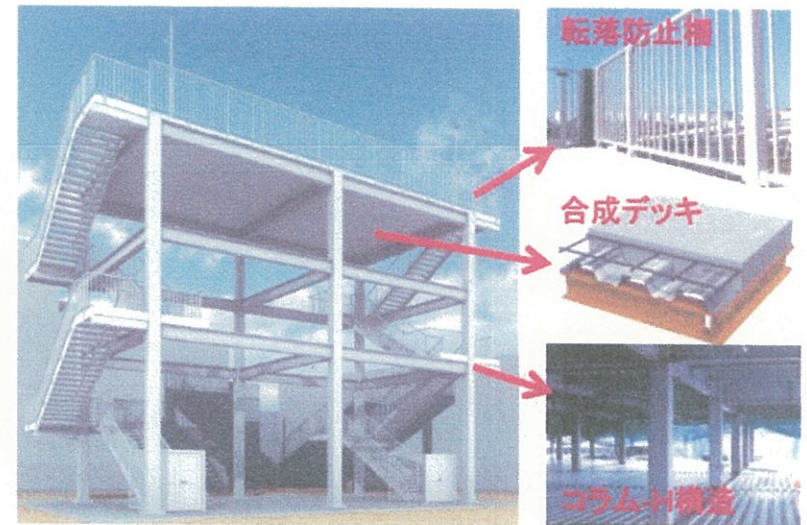
仮設テント使用例



収納ベンチ例

3. 設置イメージ

(1) 昼間



(2) 夜間



# 鴨川市避難勧告等の判断・伝達マニュアル

平成28年2月(改定)

鴨 川 市

## はじめに

平成26年9月に公表され平成27年8月に一部改定された内閣府(防災担当)による「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」では、下記の点を柱として見直しが行われた。

1. 「避難」は、災害から命を守るための行動であることをあらためて定義した。
2. 従来の避難所への避難だけでなく、家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」の一つとした。
3. 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とした。
4. 洪水については、脅威となる対象河川を明確にすることとした。
5. 市町村が発令を判断する材料となる防災気象情報を具体的に示すこととした。
6. 市町村の防災体制の段階移行に関して基本的な考え方を示すこととした。
7. 避難勧告等の発令基準の設定や防災体制に入った段階での防災気象情報の分析について、助言を得る相手と対象情報を明確にした。
8. 水位周知海岸に係る高潮について避難勧告等発令への高潮氾濫危険情報の活用方法の追加等を行った。

本マニュアルは、このガイドラインの見直しに基づき作成をしている。

また、本マニュアルは自然災害のうち水害、土砂災害、高潮災害、津波災害に伴う避難を扱うものであり、今後においても適切な時期に見直しを行っていくこととする。

## —目次—

### 共通編

---

1. 市の責務と各人の避難行動の原則	1
2. 避難行動の考え方	3
3. 避難勧告等の判断基準の設定	4
4. 避難勧告等の区分	5
5. 住民の避難行動の認識の徹底	5
6. 要配慮者、避難支援関係者等への伝達	6
7. 防災情報入手先	7

### 水害編

1. 避難勧告等の発令が必要となる区域	9
2. 避難勧告等の判断基準	10
3. 避難勧告等の発令に参考となる情報	10
4. 避難勧告等の伝達文例	12
5. 特別警報の取扱い	12

### 土砂災害編

1. 避難勧告等の発令が必要となる区域	13
2. 避難勧告等の判断基準	15
3. 避難勧告等の発令に参考となる情報	17
4. 避難勧告等の伝達文例	18

### 高潮災害編

1. 避難勧告等の発令が必要となる区域	20
---------------------	----



2. 避難勧告等の判断基準	20
3. 避難勧告等の発令に参考となる情報	22
4. 避難勧告等の伝達文例	22
4. 防災情報(気圧等)の見方	22

#### 津波災害編

1. 避難勧告等の発令が必要となる区域	23
2. 避難勧告等の判断基準	23
3. 避難勧告等の発令に参考となる情報	24
4. 避難勧告等の伝達文例	25

#### 巻末資料 用語集

### 1. 市の責務と各人の避難行動の原則

#### (1) 市の責務

災害対策基本法において、市は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関する計画を作成し、実施する責務を有するとされており、この中で、市長は、災害が発生するおそれがある場合等において特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難勧告等を発令する権限が付与されている。

しかし、避難勧告等が発令されたとしても、立ち退きをしないことにより被害を受けるのは本人自身であること等の理由により、この避難勧告等には強制力は伴っていない。これは、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方に立っていることを示しているものである。

したがって、住民の生命、身体を保護するために行うべき市長の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民は、これらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなる。このため、市長は、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、一人ひとりの居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る取組を行うことが重要であり、こうした取組に際して、市長は避難勧告等の発令判断の考え方や、地域の災害のリスクについて、関係機関の助言を得て十分に確認しておくことが重要である。

#### (2) 各人の避難行動の原則

自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

市は、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別に対応した区域を示して避難勧告等を発令する。各人は、災害種別毎に自宅等が、立ち退き避難が必要な場所なのか、或いは、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないのか、などについて、あらかじめ確認・認識する必要がある。市から避難勧告が発令された場合、各人は速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

各人の避難行動に関して、基本的な対応等を以下に記す。

・注意報、警報等が発表された場合は、各自でテレビ、ラジオ、Web等から防災情報の把握に

努める。

- ・激しい降雨時には、河川には近づかない。
- ・小さい川や側溝が勢いよく流れている場合は、その上を渡らない。
- ・自分がいる場所での降雨はそれほどではなくても、上流部の降雨により急激に河川の水位が上昇することがあるため、大雨注意報が出た段階、上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷等での活動は控える。
- ・大雨により、側溝や下水道の排水が十分にできず、浸水している場合は、マンホールや道路の側溝には近づかない。
- ・大雨、高潮、津波等で地下道が浸水するおそれがある場合は、迂回するなどの適切な行動に努める。
- ・避難勧告が出されなくても、「自らの身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇なく自主的に避難する。
- ・市は、住民の安全を考慮して、災害発生の可能性が少しでもある場合、避難勧告を発令することから、実際には災害が発生しない「空振り」となる可能性が非常に高くなる。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えが重要である。
- ・小河川等による浸水に対しては、避難勧告が発令されないことを前提とし、浸水が発生してもあわてず、各自の判断で上階等への待避等を行う。
- ・小河川等による浸水に際し、浸水しているところを移動することは、むしろ危険な場合が多いことから、孤立したとしても基本的には移動しない。
- ・小河川等による浸水に際して、やむを得ず移動する場合は、浸水した水の濁りによる路面の見通し、流れる水の深さや勢いを見極めて判断する必要がある。
- ・小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自主的に避難するとともに、市にすぐに連絡する。
- ・土砂災害危険区域等に居住していて、避難勧告が発令された時点で、既に大雨となっていて立ち退き避難が困難だと判断される場合は、屋内でも上階の安全な場所に待避する。
- ・避難勧告等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は、屋内に留まることも考える。
- ・台風の接近や大雨により、警報・特別警報が発表された場合は、その時点での避難勧告等の発令の状況を注視し、災害の危険性の有無を確認することが必要である。



- ・暴風時の屋外移動は危険を伴うこと、海岸堤防等に被害が発生したとしても屋外への避難行動が必要とは限らないことから、高潮災害からの避難では、暴風雨の状況を勘案する必要がある。
- ・沿岸部で強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、津波警報等の発表や避難指示の発令を待たずに、自主的かつ速やかに避難行動をとる。
- ・避難勧告等の対象とする区域はあくまでも目安であり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自主的かつ速やかに避難行動をとる。

## 2. 避難行動の考え方

### (1) 避難行動とは

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。従来の避難行動は、避難勧告等の発令時に行う、小中学校の体育館や公民館といった公的な施設への避難が一般的であったが、今後、避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、下記の全ての行動を避難行動とする。

- ア.指定緊急避難場所への移動
- イ.安全が確保できる隣人や友人の家等への移動
- ウ.近隣の高い建物等への移動
- エ.建物内の安全な場所での待避

### (2) 避難勧告等と避難行動

災害対策基本法における市長の避難勧告等に関しては、「居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し」としており、避難勧告は、避難のための(家屋等の現在いる危険な場所からの)立ち退きの勧告を意味している。しかし、住民は自らの判断で避難行動を選択すべきものであること、それは命を守る避難行動として必ずしも従来の避難を必要としない場合もあることなどから、本マニュアルでは「屋内待避等の屋内における安全確保措置」も避難勧告が促す避難行動とすることとする。

### (3) 避難行動の呼称

本マニュアルでは、指定緊急避難場所や安全な場所へ移動する避難行動を「立ち退き避

難」と呼び、屋内に留まる安全確保を「屋内安全確保」と呼ぶ。実際の避難勧告等の発令時には、あらかじめ定めた指定緊急避難場所等への避難とともに、外が危険な場合には屋内安全確保をとることを併せて伝達する。

#### (4) 避難場所と避難所

東日本大震災では、避難所の定義が明確でなかったことから、その場所の安全性にかかわらず、最寄りの避難所に避難して被災した事例も生じた。その教訓を踏まえた災害対策基本法の改正では、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所としての「緊急避難場所」と、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所としての「避難所」を明確に区分することとしている。この改正を踏まえ、本市では、法令の規定に基づく「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の周知を図ることとしている。

### 3. 避難勧告等の判断基準の設定

避難行動には「屋内安全確保」も含まれることから、避難勧告等が発令された場合、同じ避難勧告の対象区域の中でも、それぞれの避難行動が住居の立地や構造条件等によって異なる場合がある。

対象とする災害が水害の場合、住民等は、その場所が立ち退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等の屋内安全確保により命の危険を脅かされる可能性が解消できる場所なのかをあらかじめ確認・認識しておき、避難勧告等が発令された場合に、迷わず避難行動がとれるようにすることが必要である。

また、災害の可能性の高低は、区域や家屋ごとに明確に定められるものではないことから、避難勧告等が発令するときは、立ち退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内安全確保の区域を示して勧告するのではなく、災害の可能性のある範囲全体を対象に発令するものとする。

なお、土砂災害、高潮災害、津波災害は、その性質上、立ち退き避難を基本とする。避難勧告等の判断基準の設定に関するおおまかな作業の流れは下記のとおりとし、詳細は災害種別毎に定める。

ア.対象とする災害の特定

イ.避難勧告等の対象とする区域の設定

ウ.避難勧告等の判断基準の設定

#### 4. 避難勧告等の情報区分

区分		住民に求める避難行動
避難準備 情報	避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況のときに発令	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等の避難行動に時間を要する者が計画された避難所への避難行動を開始(避難行動要支援者は支援行動を開始)</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況のときに発令	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は計画された避難所への避難行動を開始</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動</li> </ul>

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

#### ○ 避難勧告等発令の時期への配慮

- 住民が避難するためには、避難勧告等を町から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難所等へ移動する時間が必要であり、防災行政無線等の情報伝達方法の整備状況や避難所等の位置などから避難に必要な時間の確保に努める。
- 基本的に夜間であっても躊躇することなく、避難情報等は発令する。

#### ○ 避難情報の解除

気象状況及び現地状況等、二次災害等の恐れが無いことを十分確認したうえで、避難勧告等を解除する。



## 5. 住民の避難行動の認識の徹底

避難勧告等が発令された場合、住民が短時間のうちに適切な避難行動をとるためには、住民一人ひとりが、あらかじめ災害種別ごとにどう行動すればよいか、立ち退き避難の場合、どこに行けばよいか、どのような情報に着目すればよいかを認識している必要がある。

このため、住所・建物ごとに、これらの情報を記した下記に例示する「災害・避難カード」等を用い、自分にとって「命を脅かす危険性」に何があるのかを確認し、悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動をとることができるよう、その作成を促すことに努める。

【例示】「〇〇家の災害・避難カード」

災害	避難行動	注視する情報	危険な状況
水害: 〇〇川	自宅2階	〇〇雨量局	累加雨量〇〇mm
		〇〇水位局	水位〇.〇m
土砂災害: 地すべり 警戒区域	〇〇さん宅ガレージ ↓(安全確認後) 〇〇指定緊急避難場所	〇〇雨量局	累加雨量〇〇mm
		〇〇川	橋の橋脚〇m到達
津波: 警戒区域	〇〇さんの畑の前の道 海拔10m	津波警報	1m<予想高さ≤ 3m

## 6. 要配慮者、避難支援関係者等への伝達

災害対策基本法改正により、要配慮者及び避難支援関係者へ避難勧告等を確実に情報伝達することの必要性が改めて位置付けられており、特に、要配慮者の迅速・確実な避難においては、家族・親戚、福祉サービス事業者、近隣住民等の避難支援関係者への情報伝達を行い、避難誘導の支援を行うことが極めて重要となっている。

要配慮者のうち、特に支援が必要な避難行動要支援者への情報伝達では、避難行動要支援者名簿に基づき、個別の障害特性や生活環境等に応じて、確実に情報周知できる体制を整えることとする。

## 7. 防災情報入手先

(1) 銚子地方気象台 <http://www.jma-net.go.jp/choshi/>

主な情報



- ① 天気予報、降水確率、週間予報等
- ② 高解像度ナウキャスト  
(250m範囲での降水状況や降水予測等)
- ③ 注意報・警報の発表状況
- ④ アメダス  
(観測所の気温、降水量、風速等)
- ⑤ 台風情報(予想進路、接近見込時刻)
- ⑥ 地震情報、津波警報・注意報

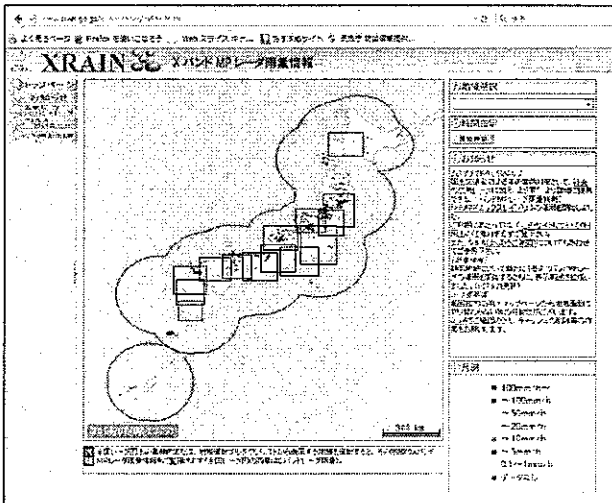
(2) 国土交通省 気象庁 <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

主な情報



- ① 天気予報、降水確率、週間予報等
- ② 高解像度ナウキャスト  
(250m範囲での降水状況や降水予測等)
- ③ 注意報・警報の発表状況
- ④ アメダス  
(観測所の気温、降水量、風速等)
- ⑤ 台風情報(予想進路、接近見込時刻)
- ⑥ 地震情報、津波警報・注意報

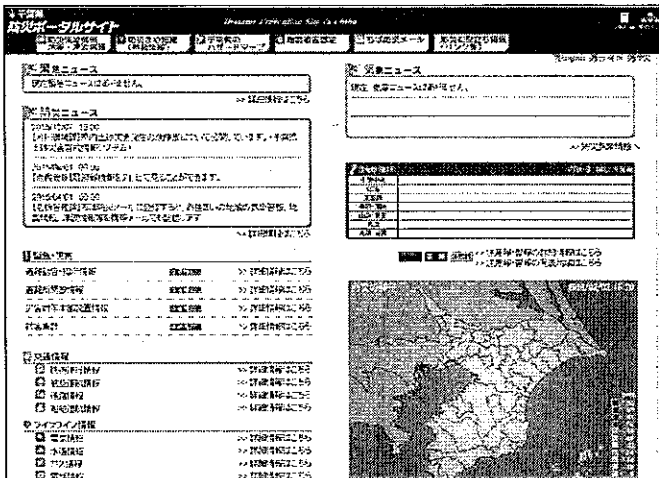
(3) 国土交通省XバンドMPLレーダ雨量情報 <http://www.river.go.jp/xbandradar/>



1分間隔で250m範囲の雨量情報

(3) 千葉県防災情報システム

<http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/>



防災情報全般

① ハザードマップ

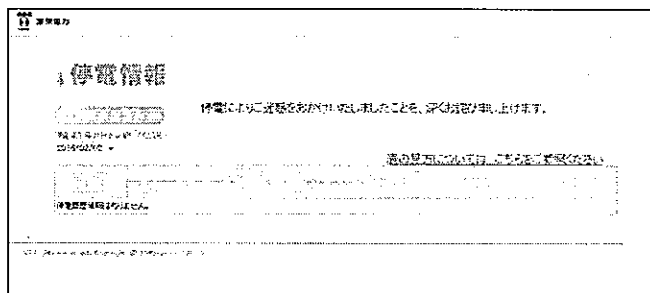
(4) 国土交通省 川の防災情報

<http://www.river.go.jp/>



(5) 停電情報

<http://teideninfo.tepco.co.jp/>



停電情報



# 水害編

## 1. 避難勧告等の発令が必要となる区域

### (1) 立ち退き避難が必要な区域等

#### ア. 水防警報河川(水位周知河川)

- ① 堤防の越流や決壊の場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域
- ② 堤防の決壊等ではん濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋
- ③ 堤防の決壊等ではん濫した場合、浸水深が概ね2.0mを超える区域の2階建て家屋
- ④ 堤防の決壊等ではん濫した場合、長期間深い浸水が続く区域

#### イ. その他の河川

##### ① 河川沿いの家屋

※水位周知河川とは、洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして、水防法に基づき国土交通大臣または県知事が指定した河川をいい、本市では、加茂川が指定されている。

### (2) 立ち退き避難の対象とならない事象

短時間での局地的な雨、浸水の深さが浅い小河川、浸水の深さが浅い内水等により、屋内での安全確保行動により命を脅かす危険性がほとんどないとき

### (3) 警戒すべき区間・箇所

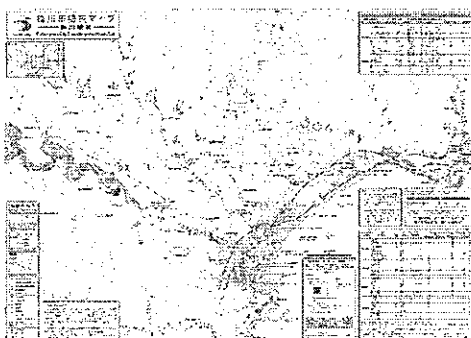
#### ア. 警戒すべき区間

- ・水害に対して警戒すべき区間・箇所は、鴨川市防災マップ「加茂川洪水避難地図浸水深0.5m以上の区域」に示すとおり。

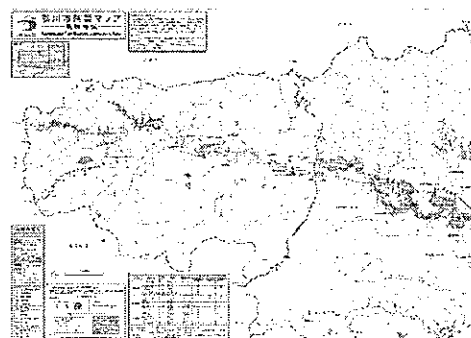
#### イ. 特に注意を要する区間

- ・危険箇所 体育センター近辺
- ・重要水防箇所 体育センター及び鴨川小学校周辺

【鴨川地区 防災マップ】



【長狭地区 防災マップ】



## 2.避難勧告等の発令の判断基準

- \* 避難勧告等の発令の判断基準は表2)のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。
- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等と、相互に情報交換すること。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状態になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとられた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ判断を行うこと。

表2)判断基準

### ■ 加茂川破堤・越水氾濫

河川名	加茂川 水位観測所 貝渚地点
対象地区	貝渚地区、横渚地区
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位観測所の水位が氾濫注意水位(3.1m)に達し、更に水位の上昇が予想される場合</li> <li>・当市に洪水警報が発表された場合</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位観測所の水位が避難判断水位(4.0m)に達した場合</li> <li>・河川管理施設の異常を確認した場合</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位観測所の水位が氾濫危険水位(4.74m)に到達した場合</li> <li>・河川管理施設の大規模異常、破堤を確認した場合</li> </ul>

## 3.避難勧告等の発令に参考となる情報

### (1)警報・注意報等注意報

注意報	大雨	雨量基準1時間30mm 土壌雨量指数107	
	洪水	雨量基準1時間30mm 雨量指数基準加茂川流域=10	
警報	大雨	浸水害	雨量基準1時間 50mm
		土砂災害	土壌雨量指数 131
	洪水	流域雨量指数基準加茂川流域=17	
特別警報	大雨	<p>以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表。</p> <p>①解析雨量48時間積算及び土壌雨量指数において50年に一度の値を超過した5km格子が共に県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。</p> <p>②解析雨量3時間積算及び土壌雨量指数において50年に一度の値を超過し</p>	

		た5km格子が共に県程度の広がり範囲内で10格子以上出現(ただし解析雨量3時間積算が150mmを超える格子のみをカウント対象とする)。 地面現象は大雨特別警報に含めて大雨特別警報(土砂災害)として発表。
記録的短時間大雨情報1時間雨量100mm		
【発表区域】市町村単位		

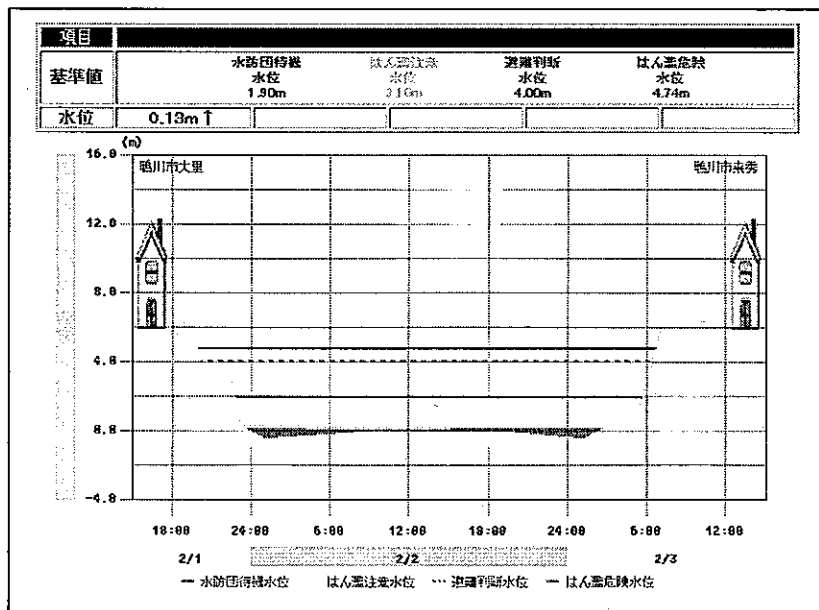
(2) 水位危険度レベルと水位観測局水位

河川名	水位観測所	管理者	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
			水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
加茂川	貝渚	県	1.9m	3.1m	4.0m	4.74m

【水位観測局断面図】

危険度レベル	水位の名称等	水防法第13条(水位周知河川)による情報(県→市)	
レベル1	水防団待機水位	(通報水位)	-
レベル2 (注意)	はん濫注意水位	(警戒水位)	はん濫警戒情報
レベル3 (警戒)	避難判断水位(特別警戒水位)	-	
レベル4 (危険)	はん濫危険水位	-	
レベル5	はん濫の発生	-	

【水位周知河川断面図】





## 4.避難勧告等の伝達内容の例

### (1) 避難準備情報の伝達文(例)

■こちらは、ぼうさい鴨川です。  
■加茂川の水位が避難判断水位に到達したため、午前9時30分、〇〇地区避難準備情報を発令しました。  
■〇〇地区の方は気象情報を注視し、危険だと思ふ場合は、迷わず避難行動を開始してください。  
■高齢の方、障害のある方、小さい子どもをお連れの方などは、避難行動を開始してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

### (2) 避難勧告の伝達文(例)

■こちらは、ぼうさい鴨川です。  
■加茂川の水位が氾濫のおそれのある水位に到達したため、午後4時15分、〇〇地区に避難勧告を発令しました。  
■〇〇地区の方は、ただちに避難行動をとってください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。  
■〇〇小学校体育館、〇〇公民館を開設しています。

### (3) 避難指示の伝達文(例)

■こちらは、ぼうさい鴨川です。  
■加茂川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、午後10時50分、〇〇地区に避難指示を発令しました。  
■ただちに避難行動を開始してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。  
■〇〇付近で堤防から水があふれだしました。浸水により市道〇〇線は通行できません。〇〇付近を避難中の方は大至急、最寄りの二階以上の建物など、安全な場所に避難してください。  
■〇〇小学校体育館、〇〇公民館を開設しています。

## 5.特別警報の取扱い

### (1) 大雨特別警報

ア.避難勧告等発令の判断に際し、大雨特別警報の発表を待たないものとする。

### (2) 台風等を要因とする大雨、暴風特別警報

ア.大型台風が接近している段階で、最大級の警戒を要することを呼びかけるものであること。

イ.特定の地区や河川を対象とした警報ではないため、その時点で水位や河川の雨量が避難勧告等の判断基準に達していない場合があること。

ウ.各河川で設定した判断基準を基本としつつも、今後、暴風等により避難が困難となることを想定して、早めの避難準備情報、避難勧告を発令するよう努めること。

# 土砂災害編

## 1. 避難勧告等の発令が必要となる区域

(1) 立ち退き避難、屋内安全確保が必要な区域

ア. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

イ. その他

① 土砂災害警戒区域の隣接区域

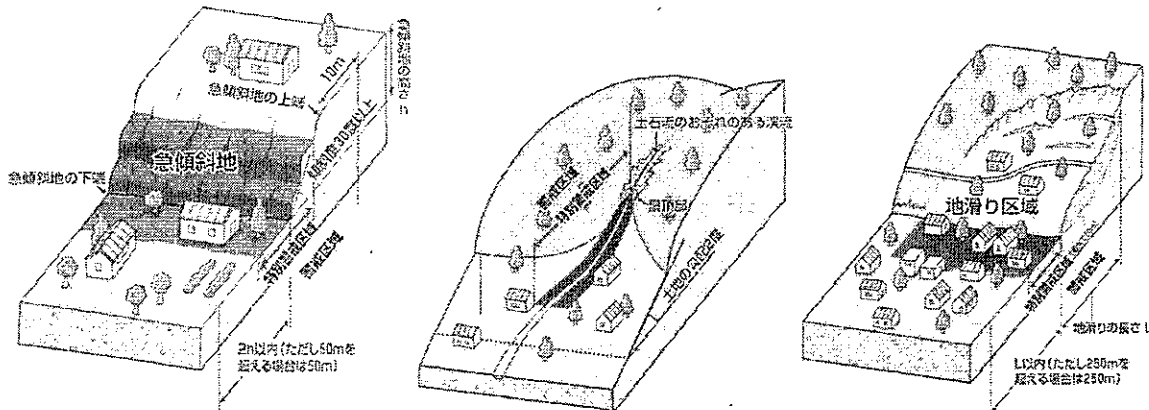
② 土砂災害の発生した箇所又は前兆現象のあった箇所の周辺区域

(2) 警戒区域等

【急傾斜地の崩壊】

【土石流】

【地滑り】



### ■土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)(土砂災害防止法施行令第2条)

急傾斜地の崩壊	イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 □ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域
土石流	土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
地滑り	イ 地滑り区域(地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域) □ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに対応する距離(250mを超える場合は、250m)の範囲内の区域

### ■土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)(土砂災害防止法施行令第3条)

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60m範囲内の区域。

(3) 災害の発生するおそれのある溪流や斜面の数(土砂災害危険箇所の数)

- ・土石流危険溪流 92箇所
- ・急傾斜地崩壊危険箇所 189箇所
  - (うち土砂災害警戒区域指定あり 46箇所)
  - (うち土砂災害特別警戒区域指定あり 44箇所)
- ・地すべり危険箇所 24箇所

## 土砂災害警戒区域 (世帯数・人数)

H27.1月現在

No.	地区名	箇所名	字名	世帯数	人数	備考
1	大山	松郷地区	金束	8	19	
2	江見	奥谷1地区	江見内遠野	6	18	
3	曾呂	橋本	畑橋本	0	0	
4	曾呂	市井原地区	畑	3	5	
5	江見	青木	江見青木	5	10	
6	江見	横根地区	東江見	2	4	
7	江見	西江見2	東江見	1	2	
8	江見	西江見3	西江見	0	0	
9	江見	江見太夫崎1	天面	0	0	
10	江見	天面	天面	4	3	
11	太海	大淵	太海	5	12	
12	曾呂	代	仲町	1	2	
13	鴨川	川口	貝渚	1	2	
14	天津	浜荻1	浜荻	13	31	
15	天津	天津1	天津	11	30	
16	東条	和泉3	和泉	1	4	
17	西条	打墨4	打墨	0		
18	西条	横手	粟斗	6	20	
19	東条	東町2	西町	1	4	
20	小湊	内浦4	内浦	9	24	
21	小湊	内浦7	内浦	0	0	
22	小湊	小湊6	小湊	18	47	
23	天津	天津2	天津	25	0	
24	天津	天津4	天津	25	37	
25	天津	城戸	天津	28	67	
26	小湊	内浦3	天津	17	28	
27	小湊	内浦8	内浦	16	9	
28	小湊	小湊2	小湊		0	
29	曾呂	若宮	畑	4	16	
30	小湊	海ヶ谷	小湊	12	32	一部解除
31	小湊	小湊	小湊	6	14	
32	小湊	小湊1	小湊	36	82	
33	小湊	小湊3	小湊	17	39	
34	小湊	小湊4	小湊	13	117	特別警戒区域なし
35	小湊	小湊5	小湊	26	60	特別警戒区域なし
36	小湊	小湊7	小湊	62	141	
37	天津	実入	天津	9	21	
38	小湊	長谷	小湊	26	60	
39	天津	天津	天津	12	28	
40	天津	天津3	天津	51	116	
41	天津	天津7	天津	6	14	
42	天津	天津10	天津	3	7	



43	天津	天津 12	天津	12	28	
44	天津	天津 13	天津	8	19	
45	小湊	内浦 2	小湊	30	115	
46	小湊	内浦 12	小湊	3	7	

#### 地区別内訳

	世帯数	人数	備考
鴨川地区	9	30	
長狭地区	8	19	
江見地区	31	72	
天津地区	203	398	
小湊地区	282	775	
合 計	533	1294	

## 2. 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は表6)のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- 避難勧告等を発令する区域を特定する際には、土砂災害警戒情報に係る5kmメッシュ毎の危険度判定等にも留意のこと。
- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとられた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

表7) 避難勧告等の発令判断基準

対象地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難すべき区域</li> </ul>
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合</li> <li>・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</li> <li>・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合</li> <li>・強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合</li> <li>・大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>・土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>・土砂災害が発生した場合</li> <li>・山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</li> <li>・避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合</li> </ul>

### 3. 避難勧告等の発令に参考となる情報

#### (1) 警報・注意報等

注意報	大雨	雨量基準1時間30mm 土壌雨量指数107
警報	大雨	浸水害 雨量基準1時間50mm
	土砂災害	土壌雨量指数131
特別警報	大雨	以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表。 ①解析雨量48時間積算及び土壌雨量指数において50年に一度の値を超過した5km格子が共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。 ②解析雨量3時間積算及び土壌雨量指数において50年に一度の値を超過した5km格子が共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現(ただし解析雨量3時間積算が150mmを超える格子のみをカウント対象とする)。 地面現象は大雨特別警報に含めて大雨特別警報(土砂災害)として発表。
記録的短時間大雨情報1時間雨量100mm		
【発表区域】市町村単位		

#### (2) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨で土砂災害のおそれがあるとき、千葉県と銚子地方気象台が大雨警報発表後に、市町の長の避難勧告や、住民等の自主避難の判断の材料とすることを目的として、市町ごとに発表する防災情報をいう。

その発表は、住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量におおむね2時間先の予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量に達したときに行われ、その解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行われる。

なお、土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や、集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としているが、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできないことや、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、その発表対象とはしていないことに留意すること。

#### (3) 土砂災害降雨危険度

危険度	レベルが示す状況と対処方法
レベル1	(今後の雨量に注意) ・土砂災害の発生に注意 ・気象や雨量の情報収集の開始 ・周囲の溪流や斜面の状況に注意し異常を感じたら早めの避難
レベル2	(避難準備開始の目安) ・土砂災害の発生に警戒 ・非常時の持ち出し品や避難経路の確認 ・災害時要配慮者などは避難の開始
レベル3	(避難開始の目安) ・今後2時間以内に土砂災害が集中的に発生する危険性が高まっている ・溪流や斜面の状況に注意し、早めの避難
レベル4	(土砂災害発生のおそれ) ・土砂災害が集中的に発生するおそれ



(3) その他、  
緊急の場合に現場において判断するもの

	2～3時間前	1～2時間前	直前
崖崩れ	湧水量の増加 表面流の発生	小石がぱらぱら落下 新たな湧水の発生 湧水の濁り	湧水の停止 湧水の噴き出し 亀裂の発生 斜面のはらみだし 小石がぼろぼろ落下 地鳴り
土石流	流水の異常な濁り	溪流内で転石の音 流木発生	土石流の発生 土臭いにおい 溪流の急激な濁り 溪流水位激減 地鳴り
地すべり	井戸水の濁り 湧水の枯渇 湧水量の増加	池や沼の水かさの急変 亀裂・段差の発生・拡大 落石・小崩落の発生 斜面のはらみだし 構造物のはらみだし・クラック 根の切れる音、樹木の傾き	地鳴り・山鳴り

## 5. 避難勧告等の伝達文例

### (1) 避難準備情報の伝達文の例

- こちらは、ぼうさい鴨川です。
- 午前9時20分、〇〇地区に土砂災害に関する避難準備情報を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は気象情報を注視し、危険だと思ふ場合は、迷わず避難行動を開始してください。
- 高齢の方、障害のある方、小さい子どもをお連れの方などは、避難行動を開始してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。
- 〇〇小学校体育館、〇〇公民館を開設しています。

### (2) 避難勧告の伝達文の例

- こちらは、ぼうさい鴨川です。
- 午後8時7分に〇〇地区に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇地区にお住まいの方は、直ちに避難行動を開始してください。
- 急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難してください。
- 〇〇小学校体育館、〇〇公民館を開設しています。

### (3) 避難指示の伝達文の例

- こちらは、ぼうさい鴨川です。
- 〇〇地区で土砂災害の発生(または、前兆現象)が確認されました。更なる土砂災害の危険が極めて高まっているため、午後3時7分に〇〇地区に土砂災害に関する避難指示を発令しました。
- 〇〇地区の方は、避難行動を開始してください。外が危険な場合は、屋内の頑強な建物の二階などへ避難してください。
- 〇〇小学校体育館、〇〇公民館を開設しています。

## 1. 避難勧告等の発令が必要となる区域

高潮により命を脅かす危険性があるケースを以下の二つに分類する。

- ・ 潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。
- ・ 潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

### (1) 警戒すべき区間・箇所

鴨川市には、約35kmの海岸線を有するので、その隣接する地域すべてにおいて警戒する必要があります。また、高潮に関する情報が時間的な余裕をもって提供される場合でも、事態の進行に伴い暴風等で避難が困難になることも多いので注意が必要です。また、次の3ヶ所の水門について千葉県より委託を受けて市で管理している。

- ①内浦水門(鴨川市内浦地内)
- ②湊水門(鴨川市内浦地内)
- ③神明水門(鴨川市天津地内)

### (2) 避難すべき区域

避難勧告の対象となる「避難すべき区域」は高潮の越流の勢い(流体力)や海岸からの越波によって家屋の損壊・流失、住民等の生命又は身体への被害が生ずるおそれがある区域。

## 2. 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は表5)のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署との間で相互に情報交換すること。
- ・ 避難勧告等を発令する区域を特定する際には、台風のコースや周辺の地形と風向きの等にも留意のこと。
- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

表5) 避難勧告等の発令判断基準

対象地区	・海岸線に隣接する地域
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鴨川港潮位観測点の潮位が一定時間後に危険潮位(2.4m)に到達すると予想される。</li> <li>・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が言及された場合</li> <li>・台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鴨川港潮位観測点の潮位が一定時間後に危険潮位(2.4m)に到達すると予想される。</li> <li>・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合</li> <li>・高潮注意報が発表され、当該注意報に、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合(実際に警報基準の潮位に達すると予想される時間帯については、気象警報等に含まれる注意警戒期間及び防災情報提供システムの潮位観測情報を参考にする)</li> <li>・高潮注意報が発表されており、当該注意報に警報に切り替える可能性が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合</li> <li>・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、気象庁から、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や記者会見等により周知された場合</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の潮位が危険潮位(2.4m)に到達した場合</li> <li>・潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合</li> <li>・海岸堤防等が倒壊した場合</li> <li>・水門、陸閘等の異常(水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど)が確認された場合</li> <li>・異常な越波・越流が発生した場合</li> </ul>

### 3. 避難勧告等の発令に参考となる情報

#### (1) 警報・注意報等発表基準

注意報	強風	平均風速(陸上)13m/s(海上)15m/s
	波浪	有義波高1.5m
	高潮	潮位1.5m
警報	暴風	平均風速(陸上)20m/s(海上)25m/s
	波浪	有義波高6.0m
	高潮	潮位1.8m



特別警報	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
【発表区域】市町村単位			

## (2) 警報等気象情報の特性

高潮警報は、潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前に予想最高潮位及びその予想時刻とともに市町村毎に発表される。

高潮特別警報は、中心気圧930ヘクトパスカル(hPa)以下、又は最大風速毎秒50メートル(m/s)以上(ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa 以下又は最大風速60m/s 以上)の伊勢湾台風級の台風等により、これまで経験したことのないような高潮になることが予想され、最大級の警戒を要することと呼びかけるもの。そのような台風の襲来が予想されるときには、上陸24 時間前に、気象庁から、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や記者会見により周知される。特別警報発表の判断は台風上陸12 時間前に行われ、その時点で発表済みの高潮警報が、全て特別警報として発表され、その時点で高潮警報が発表されていない市町村についても、台風が近づくと従い潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前のタイミングで、高潮特別警報が発表される。

## 4. 避難勧告等の伝達文例

### (1) 避難勧告の伝達文の例

- こちらは、ぼうさい鴨川です。
- 午前10時00分に〇〇地区に高潮災害に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇地区の方は、避難行動を開始してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
- 〇〇小学校体育館、〇〇公民館を開設しています。

### (2) 避難指示の伝達文の例

- こちらは、ぼうさい鴨川です。
- 午後2時3分に〇〇地区に高潮災害に関する避難指示を発令しました。
- 〇〇地区の方は、最寄りの高い建物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の頑強な建物の高いところに避難してください。
- 〇〇小学校体育館、〇〇公民館を開設しています。

## 5. 防災情報(気圧等)の見方

気圧を表す単位をヘクトパスカル(hPa)といい、日本での1気圧は約1,013 hPa。台風の気圧は中心にいくほど低くなり、1hPa下がると海面は約1cm高くなる。

台風による高潮の最大潮位(h)は、「 $h = a \Delta p + b (W \times W) \cos A$ 」により推算。 $\Delta p$ は中心の気圧深度(1,013hPa※－中心気圧)、Wは最大風速(m/秒)、Aは最大風速の風向と湾の開口方向との角度、aはほぼ1、bは湾の地形によって決まる値で0.0015～0.002。

例えば、中心気圧950hPa、最大風速が40m/秒の台風が襲来した場合、理論上、気圧による吸い上げだけで63cm、これに強風による吸い寄せが加わることとなり、かなりの潮の上昇が懸念されることとなる。

## 1. 避難勧告等の発令が必要となる区域

津波災害に対する避難行動を促す場合は、基本的に「避難準備情報」及び「避難勧告」は発令せず、「避難指示」のみとする。その場合の住民に求める避難行動は、「立ち退き避難」とする。

ただし、海外を発生地とするなどの遠隔地地震については、気象庁発表の「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があるため、立ち退き避難のための準備や移動に要する時間を考慮し、必要な場合、「避難準備情報」や「避難勧告」を発令するものとする。

### (1) 立ち退き避難が必要な区域

ア. 津波浸水想定区域(防災マップ)

イ. 上記のほか水位の変動による人的被害が予想される区域等

## 2. 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は表6)のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- 重要な情報については、情報を発表した気象官署との間で相互に情報交換すること。
- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

表6) 避難勧告等の発令判断基準

		対象地区
避難準備情報	遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備情報、避難勧告の発令を検討する	
避難勧告		
避難指示	津波注意報	防波堤より海側 (漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等)
	津波警報	海岸付近 (海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い場合、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域)
	大津波警報	津波浸水想定区域 (3,000世帯 6810人) 最大クラスの津波により浸水が想定される地域

### 3. 避難勧告等の発令に参考となる情報

#### (1) 津波警報等の発表基準等

分類	発表基準	数値表現	定性的表現
大津波警報 (特別警報)	10m ≤ 予想高さ 5m < 予想高さ ≤ 10m 3m < 予想高さ ≤ 5m	10m超 10m 5m	巨大
津波警報	1m < 予想高さ ≤ 3m	3m	高い
津波注意報	0.2m < 予想高さ ≤ 1m	1m	(表記しない)

#### 4. 避難勧告等の伝達文例

全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じた緊急地震速報を受信した場合、本市防災行政無線では、システムの自動起動により、屋外拡声子局及び戸別受信機から受信情報を下記の例により放送する。

##### (1) 大津波警報(J-ALERT)

3秒吹鳴、2秒休止、×3回

「大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。」

×3回

「こちらは、ぼうさい鴨川です。」

##### (2) 津波警報(J-ALERT)

5秒吹鳴、6秒休止 ×2回

「津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。」

×3回

「こちらは、ぼうさい鴨川です。」

##### (3) 津波注意報(J-ALERT)

10秒吹鳴、2秒休止、×2回

「津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。」

×3回

「こちらは、ぼうさい鴨川です。」

##### (4) 大津波警報(ぼうさい鴨川)

■こちらは、ぼうさい鴨川です。

■午後2時3分 市内沿岸部に避難指示を発令しました。

■津波の到達予想時刻は、〇時〇分頃と発表されております。

■河口や海岸から離れ、高台に避難してください。

■津波は何度も押し寄せます。海や川には絶対に近づかないでください。

##### (5) 津波警報(ぼうさい鴨川)

■こちらは、ぼうさい鴨川です。

■午後〇時〇分 市内海岸付近に避難指示を発令しました。

■津波の到達予想時刻は、〇時〇分頃と発表されております。

■河口や海岸から離れてください

■津波は何度も押し寄せます。海や川には絶対に近づかないでください。

##### (6) 津波注意報(ぼうさい鴨川)

■こちらは、ぼうさい鴨川です。

■午後〇時〇分 市内防波堤より海側に避難指示を発令しました。

■津波の到達予想時刻は、〇時〇分頃と発表されております。

■河口や海岸から離れてください



## 巻末資料 用語集

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の中で用いている防災気象情報や避難勧告等の用語について整理した。

### 【あ行】

#### 大雨警報(おおあめけいほう)

気象台が、大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。  
雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表。

#### 大雨注意報(おおあめちゅういほう)

気象台が、大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。

#### 大雨特別警報(おおあめとくべつけいほう)

気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表。

大雨特別警報には、雨量を基準とするものと、台風等の強度を基準とするものの2種類があり、各々の具体的な指標は以下のとおり。

##### ■雨量を基準とする大雨特別警報

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。

- ① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。
- ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現(ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする)。

##### ■台風等の強度を基準とする大雨特別警報

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上。

#### 大津波警報(おおつなみけいほう)

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。なお、大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

屋内での安全確保措置(おくないでのあんぜんかくほそち)

屋内での待避等の安全確保措置のこと。自宅等の建物内に留まり、安全を確保する避難行動。

### 【か行】

#### 解析雨量(かいせきりょう)

アメダスや自治体等の雨量計による正確な雨量観測と気象レーダーによる広範囲にわたる面的な雨の分布・強さの観測とのそれぞれの長所を組み合わせ、より精度が高い、面的な雨量を1キロメートル格子で解析したもの。

規格化版流域雨量指数(きかくかばんりゅういきりょうしゅう)

流域雨量指数を、1991～2010年の20年間の最大値に対する比率として表したものの、5キロメートル格子で表示し、およその出現頻度を推定できる。例えば、この指数が0.50～0.69であれば1年に数回程度で発現する流域雨量指数であり、0.70～0.89であれば1年に1回程度、0.90～0.99であれば数年に1回程度、

1.00～ならば過去20年程度で経験がない流域雨量指数であることを意味する。

#### 危険潮位(きけんちょうい)

その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮災害時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定する潮位。

#### 基準面(きじゅんめん)

陸地の高さや海の深さの基準となる面のこと。潮汐に関する基準面には、潮位の観測基準面、東京湾平均海面、潮位表基準面、基本水準面等がある。

#### 強風注意報(きょうふうちゅういほう)

気象台が、強風によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。  
記録的短時間大雨情報(きろくてきたんじかんおおあめじょうほう)  
数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに発表される情報。

#### 緊急地震速報(きんきゅうじしんそくほう)

地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り早く知らせる情報。  
地震波には主に2種類の波があり、最初に伝わる早い波(秒速約7km)をP波、速度は遅い(秒速約4km)が揺れは強い波をS波という。この速度差を利用して、P波を検知した段階でS波による大きな揺れを予想し、事前に発表することができる。また情報は光の速度(秒速約30万km)で伝わることから、S波を検知した後であっても、ある程度離れた場所に対しては地震波が届く前に危険を伝えることができる。

#### 警報(けいほう)

気象台が、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。気象、津波、高潮、波浪、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域(概ね市町村単位)毎に、定められた基準をもとに発表する。ただし、津波警報は全国を66に区分した津波予報区に対して発表する。

#### 高解像度降水ナウキャスト(こうかいぞうどこうすいなうきゃすと)

雨量、降水強度について分布図形式で行う予報。5分毎に発表し、30分先までは250m格子単位で、35分先から60分先までは1km格子単位で1時間後(5分～60分先)まで予報する。

#### 洪水警報(こうずいけいほう)

気象台が、洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。

#### 洪水注意報(こうずいちゅういほう)

気象台が、洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。

洪水時家屋倒壊危険ゾーン(こうずいじかおくとうかいきけんゾーン)

洪水氾濫または河岸侵食により家屋の倒壊のおそれがある区域。

a)洪水時家屋倒壊危険ゾーン(洪水氾濫)

河川堤防の決壊または洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

b)洪水時家屋倒壊危険ゾーン(河岸侵食)

洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域

#### 降水短時間予報(こうすいたんじかんよほう)

1時間降水量について分布図形式で行う予報。30分毎に発表し、1km格子単位で6時間後(1時間～6時間先)まで予報する。

#### 降水ナウキャスト(こうすいなうきゃすと)

降水強度について分布図形式で行う予報。5分毎に発表し、1km格子単位で1時間後(5分～60分先)まで予報する。

### 洪水予報河川(こうずいよほうかせん)

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川。洪水予報河川は、流域面積の大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川が対象となる。

## 【さ行】

### 災害・避難カード(さいがいひなんカード)

本ガイドラインで提案する、水害(場合によっては複数の河川)、土砂災害、高潮、津波の災害毎に立ち退き避難の必要性、立ち退き避難する場合の場所を建物毎に整理して事前に記したカード。各家庭において、災害種別毎にどのように行動するのかを確認し、災害時は、市町村が発する避難勧告等の情報をトリガーとして、悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動を取ることができる。

### 災害時要援護者(さいがいじょうえんごしゃ)

避難行動に必要な情報を迅速かつ的確に把握することが困難な者、災害から自らを守るための避難行動をとるのに手助けが必要な者(例えば、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等)。災対法改正において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者」を「要配慮者」と定義されている。

### 山地災害危険地区(さんちさいがいきけんちく)

都道府県林務担当部局及び森林管理局が調査した山地災害(山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべり)による被害のおそれがある地区。

#### ① 腹崩壊危険地区

山腹崩壊により人家や公共施設等に災害(落石による災害を含む。)が発生するおそれがある地区

#### ② 壊土砂流出危険地区

山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

#### ③ すべり危険地区

地すべりにより人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

### 指定避難所(していひなんじょ)

災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所。市町村によって指定される。

### 指定緊急避難場所(していきんきゅうひなんばしょ)

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。市町村により、災害種別に応じた指定がなされる。

### 小河川・下水道等による浸水(しょうかせんげすいどうとうによるしんすい)

平地を流れる小さい川、下水道や水路など、大雨により河川氾濫したとしても屋内の安全な場所で待避すれば命を脅かされることはほとんど無い、水深の浅い浸水。

### 水位周知海岸(すいしゅうちかいがん)

水防法の規定により、都道府県知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位(高潮特別警戒水位)に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

### 水位周知河川(すいしゅうちかせん)

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水

位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。

#### 水位周知下水道(すいしゅうちげすいどう)

水防法の規定により、都道府県知事又は市町村長が、内水氾濫により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位(雨水出水特別警戒水位)に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う

#### 水位到達情報(すいとうたつじょうほう)

水防法の規定により、水位周知河川・海岸・下水道において氾濫危険水位等に水位が到達した時に、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が発表する情報。市町村長による避難勧告等の発令判断のための重要な情報となる。

#### 垂直避難(すいちよくひなん)

切迫した状況において、屋内の2階以上に避難すること。  
本ガイドラインにおける「屋内での安全確保措置」の一つ。

#### 水平避難(すいへいひなん)

その場を立ち退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること。または、居住地と異なる場所で生活を前提とし、避難所等に長期間避難すること。  
本ガイドラインにおける「立ち退き避難」と同意。

#### 水防団待機水位(すいぼうだんたいきすいい)

水防団が待機する水位。住民に行動を求めるレベルではない。

## 【た行】

#### 待避(たいひ)

自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まり、災害を回避すること。なお、本ガイドラインにおいては「待避」との表現を用いているが、「たいひ」には、安全な場所に留まることに主眼を置いた「待避」と、安全な場所へ移動することに主眼を置いた「退避」と二通りの表記があるため、文脈に応じて表記を適切に使い分けること。

#### 台風情報(たいふうじょうほう)

台風が発生したときに、気象庁から発表される情報。台風の実況と予報からなる。

##### a) 台風の実況の内容

台風の中心位置、進行方向と速度、中心気圧、最大風速(10分間平均)、最大瞬間風速、暴風域、強風域。

##### b) 台風の予報の内容

72時間先までの各予報時刻の台風の中心位置(予報円)、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域。

#### 高潮警報(たかしおけいほう)

気象台が、台風などによる海面の異常上昇によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して概ね市町村単位で発表。

#### 高潮注意報(たかしおちゅういほう)

気象台が、台風などによる海面の異常上昇の有無および程度について、一般の注意を喚起するために概ね市町村単位で発表。災害の起こるおそれのある場合にのみ行う。

a) 高潮によって、海岸付近の低い土地に浸水することによって災害が起こるおそれのある場合。



- b) 高潮災害には、浸水のほか、防潮堤・港湾施設等の損壊、船舶等の流出などがある。「異常潮」によるものを含む。

#### 高潮特別警報(たかしおとくべつけいほう)

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表。

##### ■高潮特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上。

#### 立ち退き避難(たちのきひなん)

自宅等から指定緊急避難場所や安全な場所へ移動する避難行動。  
水平避難と同意。

#### 竜巻注意情報(たつまきちゅういじょうほう)

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に概ね1つの県を対象に発表される。有効期間は、発表から1時間。

#### 地下空間等関係者(ちかくうかんとうかんけいしゃ)

「小河川・下水道による浸水」により命が脅かされる危険性がある地下街関係者、地下鉄会社、下水道工事等関係者、道路のアンダーパスを有する道路管理者等

#### 注意報(ちゅういほう)

気象台が、大雨等によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。

気象、津波、高潮、波浪、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷等の注意報がある。

各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域(概ね市町村単位)毎に、定められた基準をもとに発表する。

ただし、津波注意報は全国を66に区分した津波予報区に対して発表する。

#### 潮位(ちょうい)

基準面から測った海面の高さで、波浪など短周期の変動を平滑除去したもの。防災気象情報における潮位は「標高」で表される。

「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)が用いられるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL(平均潮位)等が用いられる。

#### 潮汐(ちようせき)

約半日の周期でゆっくりと上下に変化する海面の水位(潮位)の昇降現象のこと。

#### 津波警報(つなみけいほう)

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。

津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより重大な災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報を津波警報として行う。

#### 津波注意報(つなみちゅういほう)

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に、該当する津波予報区に対して発表する。

津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより災害が起こるおそれのある場合は、浸水注意報を津波注意報として行う。

### 津波の高さ(つなみのたかさ)

「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位(平常潮位)と、津波によって変化した海面との高さの差である。津波情報(津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報)で発表される「予想される津波の高さ」は、海岸線での予想値である。場所によっては予想された高さよりも高い津波が押し寄せることがある。また、津波情報(津波観測に関する情報)で発表される「津波の高さ」は、検潮所等で観測された津波の高さである。

### 天文潮(てんもんちょう)

潮汐のうち、月や太陽の起潮力のみによって生じる海面の昇降現象。潮汐は、天文潮に気圧や風など気象の影響が加わったもの。

### 天文潮位(てんもんちょうい)

主として天文潮を予測した潮位のこと。推算潮位。過去に観測された潮位データの解析をもとにして計算される。

### 東京湾平均海面(TP)(とうきょうわんへいきんかいめん)

標高(海拔高度)の基準面。水準測量で使用する日本水準原点はTP上24.4140mと定義されている。以前は東京湾中等潮位と呼ばれていたが、現在は用いられていない。

### 特別警戒水位(とくべつけいかいすい)

水位周知河川、水位周知下水道、水位周知海岸において、付近の住民が避難を開始するために設定された水位。氾濫危険水位と同意。

### 特別警報(とくべつけいほう)

気象台が、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して発表する警報。

気象、津波、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。

津波は「大津波警報」として発表される。

### 土砂災害危険箇所(どしゃさいがいきけんかしょ)

都道府県が調査した土砂災害(急傾斜地崩壊、土石流、地すべり)による被害のおそれがある区域。

#### ① 傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地およびその近接地

#### ② 石流危険区域

溪流の勾配が3度以上(火山砂防地域では2度以上)あり、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある区域

#### ③ すべり危険区域

空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある範囲

### 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域(どしゃさいがいけいかいいき・どしゃさいがいとくべつけいかいいき)

土砂災害防止法に基づき都道府県が指定した、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

#### ① 砂災害警戒区域:土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

#### ② 砂災害特別警戒区域:土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

### 土砂災害警戒情報(どしゃさいがいけいかいじょうほう)

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民

の自発的避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

#### 土砂災害警戒判定メッシュ情報(どしゃさいがいけいかいはんていめっしゅじょうほう)

5km四方の領域(メッシュ)ごとに、土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を地図上に表示した情報。避難に要する時間を確保するために、危険度の判定には2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。気象庁HPや防災情報提供システムで提供されている。

#### 土砂災害に関するメッシュ情報(どしゃさいがいにかんするめっしゅじょうほう)

本ガイドラインにおいて、気象庁が発表する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」と各都道府県が発表する「土砂災害危険度をより詳しく示した情報」を総称した情報。

#### 土砂災害危険度をより詳しく示した情報(どしゃさいがいきけんをよりくわしくしめしたじょうほう)

都道府県が独自に提供する情報で、1~5kmメッシュ、10分~60分毎、最大2~3時間先までの土砂災害の危険度を表示している。なお、ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のホームページから、各都道府県のページにリンクしている。市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できる。

#### 土壌雨量指数(どじょうりょうしゅ)

降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを、雨量データから指数化して表したもの。5kmメッシュ、30分毎に計算している。

## 【な行】

#### 内水氾濫(ないすいはんらん)

一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる氾濫をいう。水防法第2条に定める「雨水出水」のこと。

## 【は行】

#### 氾濫危険情報(はんらんきけんじょうほう)

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して危険なレベルとなるときに発表される洪水予報。水位が氾濫危険水位に達した場合に発表される。

洪水予報河川以外にも、水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸について、水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)に達した場合には、「××川氾濫危険情報」、「××市××地区内水氾濫危険情報」または「××海岸高潮氾濫危険情報」が発表される。

#### 氾濫危険水位(はんらんきけんすい)

洪水、内水氾濫または高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。

水位周知河川においては、洪水特別警戒水位(水防法第13条)に、水位周知下水道においては雨水出水特別警戒水位(水防法第13条の2)に、水位周知海岸においては高潮特別警戒水位(水防法第13条の3)に相当する。

#### 氾濫警戒情報(はんらんけいかいじょうほう)

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して警戒を要するレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が避難判断水位に到達した場合又は氾濫危険水位に達すると予想された場合には、「××川氾濫警戒情報」が発表される。

洪水予報河川以外に、あらかじめ河川管理者により指定された河川(水位周知河川)についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

#### 氾濫注意水位(はんらんちゅういすい)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位。水防団の出動の目安となる水位である。

#### 氾濫注意情報(はんらんちゅういすい)

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して注意を要するレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が氾濫注意水位に到達しさらに水位が上昇すると予想された場合には、「×川氾濫注意情報」が発表される。

洪水予報河川以外に、水位周知河川についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

#### 氾濫発生情報(はんらんはっせいじょうほう)

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫が発生しているレベルとなるときに発表される洪水予報。氾濫している地域では新たな避難行動はとらない。

洪水予報河川以外に、水位周知河川や水位周知海岸についても、発表されることがある。

#### 避難勧告(ひなんかんこく)

市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること。本ガイドラインでは、近隣の安全な建物等の「緊急的な待避場所」への避難や「屋内での安全確保措置」も避難勧告が促す避難行動としている。

#### 避難行動要支援者(ひなんこうどうようしえんしゃ)

要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

#### 避難指示(ひなんしじ)

市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。

本ガイドラインでは、避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者に立ち退き避難を促す。

また、土砂災害等から立ち退き避難をしそびれた者に、近隣の堅牢な建物等の「緊急的な待避場所」への避難や「屋内での安全確保措置」を促す。

津波災害については、立ち退き避難を促す。

#### 避難準備情報(ひなんじゅんびじょうほう)

市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き準備を促す情報。

本ガイドラインでは、立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促す(避難準備情報の段階から指定緊急避難場所が開設され始める)。特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが望ましい。

また、(災害時)要配慮者に、立ち退き避難を促す。

#### 避難判断水位(ひなんはんだんすい)

市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。指定緊急避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定する。

#### 府県気象情報(ふけんきしょうじょうほう)

警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、各都道府県にある気象台などが適宜発表する情報。



### PUSH型(ぶっしゅがた)

情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段。

### PULL型(ぶるがた)

情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段。

### 暴風警報(ぼうふうけいほう)

気象台が、暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して行う予報。平均風速がおおむね20m/sを超える場合(地方により基準値が異なる)に発表。

### 暴風特別警報(ぼうふうとくべつけいほう)

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くになると予想される場合に発表。具体的な指標は以下の通り。

#### ■台風等を要因とする暴風特別警報

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上。

## 【や行】

### 要配慮者(ようはいりよしや)

平成25年6月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。

### 予想最高潮位(よそうさいこうちょうい)

高潮注意報・警報・特別警報及び府県気象情報の中で明示される潮位の予想最大値。高潮によって浸水する範囲と密接な関係がある。

## 【ら行】

### 陸閘(りくこう)

河川、海岸等の堤防を、車両や人の通行が可能ないように途切れさせ、高水時には門扉を閉鎖することで堤防等と同様の防災機能を有するようにした施設。

### 流域(りゅういき)

ある河川、または水系の四囲にある分水界(二以上の河川の流れを分ける境界)によって囲まれた区域。

洪水予報では、水位を予測する基準地点に流入する水量を推算するための領域を指す。

### 流域平均雨量(りゅういきへいきんうりょう)

河川の流域ごとに面積平均した実況の雨量。河川の洪水と関係がある。

### 流域雨量指数(りゅういきりょうしすう)

河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨(解析雨量)と今後数時間に降ると予想される雨(降水短時間予報)から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。5km四方の領域ごとに算出される。







平成27年8月11日告示 土砂災害(特別)警戒区域一覽

指定日	平成27年8月11日
警戒区域告示番号	千第550号
特別警戒区域告示番号	千第551号

